

令和8年度

香川県公立高等学校入学者 選 抜 実 施 細 目

令和8年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱
香川県立高等学校の通学区域に関する規則
高松第一高等学校の通学区域に関する規則

香 川 県 教 育 委 員 会
高 松 市 教 育 委 員 会

目 次

第1章	自己推薦選抜	1
I	出願資格	1
II	自己推薦選抜を実施する高等学校の求める生徒像	1
III	県内からの入学志願者を対象とした募集人員	8
IV	全国からの生徒募集における合格者数の上限	9
V	出願方式	9
VI	入学願書登録期間	9
VII	入学願書受付期間・出願関係書類受付期間	9
VIII	出願手続	9
IX	検査等	12
X	入学者の選抜	14
XI	合格者の発表	15
XII	報告	15
XIII	その他	15
第2章	一般選抜	16
I	出願資格	16
II	県内からの入学志願者を対象とした募集定員	16
III	全国からの生徒募集における合格者数の上限	16
IV	出願方式	16
V	入学願書登録期間	17
VI	入学願書受付期間・出願関係書類受付期間	17
VII	出願手続	17
VIII	志願変更・受検票の交付	19
IX	検査等	20
X	入学者の選抜	23
XI	香川高等専門学校等との間における重複合格の調整等	26
XII	合格者の発表	26
XIII	入学辞退者の通知	26
XIV	報告等	27
第3章	調査書等	28
I	調査書の記載事項	28
II	調査書作成委員会	28
III	調査書の作成要領	28
IV	学習成績等分布表	30
第4章	面接	31
I	質問事項	31
II	質問方法	31
III	日程	31
	別表「令和8年度自己推薦選抜における面接方法、内容等について」	32
第5章	定時制の課程の第2次募集	34
I	出願資格	34
II	募集定員	34
III	出願方式	34
IV	入学願書受付期間	34
V	出願手続	34
VI	検査等	36
VII	入学者の選抜	36

Ⅷ	合格者の発表	37
Ⅸ	入学辞退者の通知	37
X	報告	37
第6章	定時制の課程の別日程募集	38
Ⅰ	出願資格	38
Ⅱ	募集定員	38
Ⅲ	出願方式	38
Ⅳ	入学願書受付期間	38
Ⅴ	出願手続	38
Ⅵ	検査等	40
Ⅶ	入学者の選抜	40
Ⅷ	合格者の発表	41
Ⅸ	入学辞退者の通知	41
X	報告	41
第7章	定時制の課程の秋季募集	42
Ⅰ	出願資格	42
Ⅱ	募集定員	42
Ⅲ	出願方式	42
Ⅳ	入学願書受付期間	42
Ⅴ	出願手続	42
Ⅵ	検査等	43
Ⅶ	入学者の選抜	44
Ⅷ	合格者の発表	45
Ⅸ	入学辞退者の通知	45
X	報告	45
第8章	通信制の課程の募集	46
Ⅰ	出願資格	46
Ⅱ	募集定員	46
Ⅲ	出願方式	46
Ⅳ	入学願書受付期間	46
Ⅴ	出願手続	46
Ⅵ	作文等	48
Ⅶ	入学者の選抜	49
Ⅷ	選抜の結果の通知	49
Ⅸ	入学辞退者の通知	49
X	報告	49
第9章	その他	50
諸様式（様式1～様式15）		51～68
別表「令和8年度全国からの生徒募集における合格者数の上限」		69
「障害のある生徒等に対する配慮について」		70
「学力検査等における特別措置」		71
「各教科の観点（令和3年3月以前に中学校を卒業した者）」		72
「5段階法による人数配分表」		73～76
「出願関係書類に係る学科一覧」		77
令和8年度香川県公立高等学校入学者選抜要綱		78～80
香川県立高等学校の通学区域に関する規則		81～82
高松第一高等学校の通学区域に関する規則		83～84
令和8年度入学者選抜関係日程表		85

令和 8 年 度

香川県公立高等学校入学者選抜実施細目

令和 8 年度の香川県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜は、この細目の定めるところにより実施する。

第 1 章 自 己 推 薦 選 抜

高等学校における全日制の課程の自己推薦選抜の募集は次のとおりとする。

I 出願資格

自己推薦選抜に志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、合格した場合は、入学する意思が確実である者とする。

- 1 令和 8 年 3 月 31 日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この章において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下この章において「卒業」という。）する見込みのある者
- 2 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者のうち令和 7 年 4 月 1 日以降に該当した者又は令和 8 年 3 月 31 日までに該当する見込みのある者

II 自己推薦選抜を実施する高等学校の求める生徒像

各高等学校における大学科、小学科は、次のように定める。

「大学科」とは、普通科、農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、音楽科、美術科、外国語科、文理科又は総合学科のそれぞれに属する全ての小学科を包括したものをいう。

「小学科」とは、高等学校の各課程の大学科内に設置されたそれぞれの学科をいう。

例 農業科の園芸デザイン科、工業科の電気科

大学科 小学科 大学科 小学科

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
三 本 松	普 通 科	次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 理系教科（「理科」「数学」）又は文系教科に特に高い興味・関心を持ち、入学後には理数選抜クラス又は文系選抜クラスを志望し、大学進学をめざして積極的に学習に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や、学校内外の文化活動、体育活動、ボランティア活動等や、部活動において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後もそれに自主的、積極的に取り組む意欲のある者
石 田	生 産 経 済 科 園 芸 デ ザ イ ン 科 農 業 土 木 科	部活動、ボランティア活動、農業に関する体験活動等において、熱心に取り組んだ事実があるとともに、農業に興味・関心があり、入学後も目的意識を持って学習や部活動等に積極的に取り組む意欲のある者
	生活デザイン科	部活動、ボランティア活動、家庭に関する体験活動等において、熱心に取り組んだ事実があるとともに、家庭科の学習に興味・関心があり、入学後も目的意識を持って学習や部活動等に積極的に取り組む意欲のある者

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
志 度	電 子 機 械 科 情 報 科 学 科	本校のスクールポリシーをよく理解し、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 工業の学びに関して強い興味・関心があり、ものづくりや資格取得など、明確な目的意識を持って学校生活に取り組むことのできる者 b 部活動や学校内外の文化・体育活動、ボランティア活動、地域の活動等に積極的に取り組んだ事実や顕著な実績がある者で、高校進学後も継続して意欲的に取り組む意志を持つ者
	商 業 科	本校のスクールポリシーをよく理解し、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 商業の学びに関して強い興味・関心があり、ビジネススキルの獲得など、明確な目的意識を持って学校生活に取り組むことのできる者 b 部活動や学校内外の文化・体育活動、ボランティア活動、地域の活動等に積極的に取り組んだ事実や顕著な実績がある者で、高校進学後も継続して意欲的に取り組む意志を持つ者
津 田	普 通 科	基本的生活習慣が確立しており、中学校生活に真面目に取り組んだ者で、特に学習や部活動、生徒会活動、校外活動等に熱心に取り組んだ事実があり、入学後も、学習又は部活動等に積極的に取り組む強い意欲を持ち、大学等への進学など将来への目的意識が明確である者
三 木	文 理 科	文理科の特色をよく理解し、論理的思考力や表現力などに優れ、将来に向けて高い目標を持ち、その目標の実現のために主体的、積極的に努力しながら、国公立大学等への進学を希望し、学習や特別活動など様々な分野で力を発揮し、社会に通用するリーダーシップを育もうとする意欲のある者
	総 合 学 科	国際・流通・福祉の各系列からなる総合学科の特色をよく理解し、自己の将来の生き方を主体的に考える姿勢を持つとともに、学習や特別活動など様々な分野で力を発揮し、社会に通用するリーダーシップを育もうとする意欲があり、次の a～c の内容のいずれかに該当する者 a 多様な文化的背景を持つ人々との共生社会の実現に向けて、様々な活動を通して他者を理解し、国際社会で活躍しようとする意欲を持つ者 b 社会で通用するコミュニケーション能力や情報発信のためのスキルを身に付けるとともに、様々な学習や資格取得によって身に付けた力を活用しながら商品開発や地域活性化に貢献しようとする意欲を持つ者 c 自己や他者を理解することを通して多様な価値観があることを認め、誰もが共生できる社会の実現に向けて努力しようとする意欲を持つ者
高 松 工 芸	機 械 科 電 気 学 科 工 業 化 学 科 建 築 科 デ ザ イ ン 科 工 芸 科	ものづくり、作品づくりに適性及び興味・関心があるとともに、学習、部活動等において熱心に取り組んだ事実があり、入学後も目的意識を持ってその分野の活動に積極的に取り組む意欲のある者 (学校外における活動については活動実績を「自己PR書」に記入するとともに、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実を証明できるものがあればコピーを添付すること)
	美 術 科	美術の分野においてすぐれた適性や特色があり、美術系大学への進学をめざし、積極的に学習に取り組む意欲のある者

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
高 松 商 業	商 業 科	次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 商業に関して強い興味・関心があり、入学後も明確な目的意識を持って学校生活に取り組む意欲のある者 b 部活動や学校内外の文化活動・体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後もその分野での活躍が期待される者
	情 報 数 理 科	情報に関して強い興味・関心があり、入学後も大学への進学を意志を持ち、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 「数学」「理科」に特に興味・関心があり、積極的に学習に取り組む意欲のある者 b 部活動や学校内外の文化活動・体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後もその分野での活躍が期待される者
	英 語 実 務 科	知的好奇心にあふれ、英語に対する強い興味・関心があり、大学進学に向けて主体的に学習に取り組み、課題解決に向けて努力を続けることができる者
高 松 東	普 通 科	次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 人文コース及び文理コース等の特色をよく理解し、国公立大学をはじめとする難関大学等への進学をめざして積極的に学習に取り組み、リーダーシップを発揮する意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や学校内外における芸術活動、体育活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して活動する意欲のある者
高 松 南	普 通 科	文化や社会、自然科学など様々な学問の分野に興味を持つとともに、自ら課題を発見し、探究する意欲があり、自己の進路目標に向かって努力しようとする、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 各教科の学習においてすぐれた特色があり、普通科各コースの特色をよく理解し、入学後は国公立大学等への進学をめざし学習活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や学校内外における文化活動、体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して活動する意欲のある者
	環 境 科 学 科	農業を学び、将来、専門分野の仕事に従事したいと考え、農業（園芸又は土木）の学習を通して、自己の特長をより一層伸ばそうと考える、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 各教科の学習においてすぐれた特色があり、入学後も学習活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や学校内外における文化活動、体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して活動する意欲のある者

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
高 松 南	生活デザイン科	家庭科に興味・関心を持つとともに、意欲的に家庭科の学習に取り組み、自己の特長をより一層伸ばそうと考える、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 「技術・家庭」に興味・関心を持つとともに、各教科の学習においてすぐれた特色があり、入学後も学習活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や学校内外における文化活動、体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して活動する意欲のある者
	看護科	看護師をめざすとともに、他者を重んじ、豊かな人間関係を築くことのできる誠実さとコミュニケーション能力を持つ、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 各教科の学習においてすぐれた特色があり、入学後も学習活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や学校内外における文化活動、体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実がある者
	福祉科	介護福祉士をめざすとともに、円滑な対人関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持つ、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 各教科の学習においてすぐれた特色があり、入学後も学習活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や学校内外における文化活動、体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実がある者
高 松 西	普通科	しっかりとした教養を身に付け、主体的に物事に取り組み、自己を高めたいと考える者で、次の a ～ c の内容のいずれかに該当する者 a 学校行事等において、主体的に取り組んだ事実があり、入学後も様々な分野で活躍する意欲のある者 b 各教科の学習活動に熱心に取り組んだ事実があり、入学後も学力向上のための努力を続ける意欲のある者 c 部活動等において、優れた成果や、熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して活動する意欲のある者
高 松 北	普通科	次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 主体的な探究・実践意欲にあふれ、グローバル社会で活躍しようとする高い志を持ち、入学後も大学進学をめざして積極的に学習や探究活動に取り組むことができる者 b 部活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続的に活動する意欲のある者

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
香 川 中 央	普 通 科	コースの特性をよく理解し、自分の個性を伸ばして進路実現を図り、将来国際的な視野に立って、自己の学びや研究を社会の発展に生かしたい者で、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 学習活動に熱心に取り組んだ事実があり、入学後も国公立大学等への進学をめざして積極的に学習する意欲のある者 b 部活動や生徒会活動及び学校内外におけるスポーツ・文化活動、奉仕活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して積極的に取り組む意欲のある者
農 業 経 営	農 業 生 産 科 環 境 園 芸 科 動 物 科 学 科 食 農 科 学 科	自然を愛し、生命を尊び、農業に対する意欲があり、次の a～c の内容のいずれかに該当する者 a 学校内の特別活動や部活動等に熱心に取り組んだ者 b 学校外の文化活動、体育活動、ボランティア活動等に熱心に取り組んだ者 c 学校内外において、農業に関する体験活動に積極的に取り組んだ者
坂 出 商 業	商 業 科 情 報 技 術 科	次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 学習活動に熱心に取り組んだ事実があり、入学後も商業又は情報に関して強い興味・関心を持って、学習活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会等の特別活動や学校内外の文化活動・体育活動、ボランティア活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して取り組む意欲のある者
坂 出	普 通 科	教育創造コースを志望し、将来は教員になりたいと考えている者
	音 楽 科	音楽に興味・関心があり、音楽に対するすぐれた適性や特色がある者
坂 出 工 業	機 械 科 電 気 科 学 科 化 学 工 学 科 建 築 科 学 科	ものづくりや資格取得など工業に関することに興味・関心があるとともに、学習や部活動、奉仕活動等においてすぐれた成果や熱心に取り組んだ実績があり、入学後も明確な目的意識を持って積極的に取り組む強い意欲のある者
飯 山	看 護 科	看護の専門的な学習活動、病院等の実習において、主体的に取り組む意欲や特性があり、本校の 5 年一貫教育のもとで、看護師をめざし、社会に貢献したいという強い意志のある者
	総 合 学 科	本校の総合学科で学びたいという志望理由が明確であり、中学校での学習や部活動、ボランティア活動等において、熱心に取り組んだ事実があり、入学後も意欲的に取り組み、社会に貢献したいという思いを強く持っている者
丸 亀 城 西	普 通 科	「自ら学ぶ」姿勢を持って、学校生活に意欲的に取り組む者であり、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 学習活動に熱心に取り組んだ事実があり、文理クラスの特徴を理解し、国公立大学をはじめとする難関大学等への進学をめざして積極的に学習に取り組む意欲のある者 b 部活動、特別活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して積極的に活動する意欲のある者

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
善通寺第一	普 通 科	国公立大学をはじめとする難関大学等への進学をめざすとともに、生徒会等の特別活動や学校内外の文化活動、体育活動、ボランティア活動等に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮する意欲のある者
	デ ザ イ ン 科	学習活動に積極的に取り組み、デザインや美術の領域に興味・関心を持つとともに、「美術」の適性が見られ、入学後、大学等への進学の意識を持ち、デザインや美術等の学習に積極的に取り組む意欲のある者
琴 平	普 通 科	基本的生活習慣が身についており、学校や社会のルールを守り、他の生徒の模範となり得る人物であり、かつ、次の a、b のいずれかに該当する者 a 学習活動に熱心に取り組んだ事実があるとともに、将来の明確な目標を持ち、入学後も目標に向けて努力を続ける意欲のある者 b 部活動や生徒会活動等の特別活動において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して活動する意欲のある者
多 度 津	機 械 科 電 気 科 土 建 科	工業科の学習を通して自らの進路を実現しようとする意欲があり、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a ものづくりに興味・関心を持ち、入学後もものづくりに積極的に取り組む意欲のある者 b 特別活動及び学校内外における文化活動、体育活動、奉仕活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も積極的に取り組む意欲のある者
	海 洋 技 術 科 海 洋 生 産 科	水産科の学習を通して自らの進路を実現しようとする意欲があり、次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 水産や海洋に興味・関心を持ち、入学後も水産や海洋に関する体験的活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 特別活動及び学校内外における文化活動、体育活動、奉仕活動等において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も積極的に取り組む意欲のある者
笠 田	農 産 科 学 科 植 物 科 学 科 食 品 科 学 科	学校や社会のルールを守る等、基本的生活習慣が身についており、本校の農業科で学ぶにふさわしい基礎学力を身につけている者のうち、次の a～c の内容のいずれかに該当する者 a 学習活動にまじめに取り組み、入学後も向上心を持って学習に取り組む者 b 中学校時代に部活動やボランティア活動等に熱心に取り組み、入学後も継続して取り組む者 c 入学後、農業の学習に意欲的に取り組み、将来農業に関連した職業に就く意志のある者

高等学校	小 学 科	求 め る 生 徒 像
笠 田	生活デザイン科	学校や社会のルールを守る等、基本的生活習慣が身につけており、本校の家庭科で学ぶにふさわしい基礎学力を身につけている者のうち、次の a ～ c の内容のいずれかに該当する者 a 学習活動にまじめに取り組み、入学後も向上心を持って学習に取り組む者 b 中学校時代に部活動やボランティア活動等に熱心に取り組み、入学後も継続して取り組む者 c 入学後、家庭科の学習に意欲的に取り組み、将来関連した職業に就く意志のある者
高 瀬	普 通 科	次の a、b の内容のいずれかに該当する者 a 学習活動において熱心に取り組んだ実績があり、国公立大学等への進学をめざす意欲のある者 b 部活動において、すぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して積極的に活動する意欲のある者
観音寺第一	普 理 通 数 科 科	国公立大学をはじめとする四年制大学等への進学を強く希望するとともに、次の a、b のいずれかに該当する者 a 将来への目的意識と強い探究心・向上心をもって、本校が実施している様々な特色ある活動に積極的に取り組む意欲のある者 b 生徒会活動等の特別活動や、学校内外における文化活動、体育活動、ボランティア活動等において、熱心に取り組んだ事実や優れた成果があり、入学後も継続して取り組む意欲のある者
観音寺総合	機 械 電 子 科 科 科	工業の学習に興味・関心があり、次の a、b の内容のいずれかに該当する者（自己 P R 書の「求める生徒像の該当項目」の欄には、「a」又は「b」のいずれかを記入することとし、「a」「b」両方の記入は認めない） a 工業に関する知識や技術・技能を高めようとする強い意志と向上心があり、入学後、ものづくりや資格取得などに目的意識を持って取り組む意欲のある者 b 特別活動及び学校内外における文化活動、体育活動、奉仕活動等にすぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して取り組む意欲のある者
	総 合 学 科	総合学科の特徴をよく理解するとともに、進学目的が明確であり、次の a、b の内容のいずれかに該当する者（自己 P R 書の「求める生徒像の該当項目」の欄には、「a」又は「b」のいずれかを記入することとし、「a」「b」両方の記入は認めない） a 学習活動に積極的に取り組み、入学後は大学等への進学や就職をめざして積極的に学習に取り組む意欲のある者 b 特別活動及び学校内外における文化活動、体育活動、奉仕活動等にすぐれた成果や熱心に取り組んだ事実があり、入学後も継続して取り組む意欲のある者
高 松 第 一	音 楽 科	「音楽」に興味・関心があり、音楽に対するすぐれた適性や特色がある者

Ⅲ 県内からの入学志願者を対象とした募集人員

高等学校の第1学年に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）のうち、香川県内に居住する者を対象とした各高等学校の入学定員（別に定める。）に対する割合である募集割合は、次表のとおりとする。

なお、普通科及び理数科における他学区からの入学志願者の合格者数は、入学定員の5%にあたる人数を上限とし、次表の募集割合により算出した募集人員の内数とする。ただし、保護者の転勤等に伴う一家転住などのやむを得ない事情により、入学までに学区内に転住する予定の者で、志願先高等学校長から入学志願の許可を得た者は、学区内に住所がある者とみなして取り扱う。

高等学校	大学科	小 学 科	募集割合 [入学定員に対する割合]
三 本 松	普通科、理数科	普通科、理数科	25%以内
石 田	農業科	生産経済科、園芸デザイン科、農業土木科	50%以内
	家庭科	生活デザイン科	50%以内
志 度	工業科	電子機械科、情報科学科	50%以内
	商業科	商業科	50%以内
津 田	普通科	普通科	30%以内
三 木	文理科	文理科	20%以内
	総合学科	総合学科	30%以内
高 松 工 芸	工業科	機械科、工業化学科	30%以内
		電気科、建築科、工芸科	40%以内
		デザイン科	50%以内
	美術科	美術科	50%以内
高 松 商 業	商業科	商業科	40%以内
	情報科	情報数理科	50%以内
	外国語科	英語実務科	50%以内
高 松 東	普通科	普通科	25%以内
高 松 南	普通科	普通科	30%以内
	農業科	環境科学科	30%以内
	家庭科	生活デザイン科	30%以内
	看護科	看護科	40%以内
	福祉科	福祉科	30%以内
高 松 西	普通科	普通科	25%以内
高 松 北	普通科	普通科	20%以内
香 川 中 央	普通科	普通科	25%以内
農 業 経 営	農業科	農業生産科、環境園芸科、動物科学科、食農科学科	40%以内
坂 出 商 業	商業科	商業科	40%以内
	情報科	情報技術科	50%以内
坂 出	普通科	普通科	5%以内
	音楽科	音楽科	50%以内
坂 出 工 業	工業科	機械科、電気科、化学工学科、建築科	50%以内
飯 山	看護科	看護科	40%以内
	総合学科	総合学科	40%以内
丸 亀 城 西	普通科	普通科	30%以内
善 通 寺 第 一	普通科	普通科	30%以内
	工業科	デザイン科	35%以内
琴 平	普通科	普通科	30%以内
多 度 津	工業科	機械科、電気科、土木科、建築科	35%以内
	水産科	海洋技術科、海洋生産科	35%以内
	農業科	農産科学科、植物科学科、食品科学科	30%以内
笠 田	家庭科	生活デザイン科	30%以内
	普通科	普通科	30%以内
高 瀬	普通科	普通科	30%以内
観 音 寺 第 一	普通科、理数科	普通科、理数科	30%以内
観 音 寺 総 合	工業科	機械科、電気科、電子科	40%以内
	総合学科	総合学科	40%以内
高 松 第 一	音楽科	音楽科	50%以内

Ⅳ 全国からの生徒募集における合格者数の上限

全国からの生徒募集において募集の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 県外に居住する者で、入学後、県外の自宅から通学することを予定している者
- 2 県外に居住する者で、入学までに入学志願者のみが香川県内に転住することを予定している者（ただし、入学までに香川県内に居住する身元引受人を定めることを必要とする。）

なお、第1号に該当する者のみを募集の対象とする学科においても、香川県内に居住する親族（祖父母等）を身元引受人とする場合など、入学志願者のみが香川県内に転住することを予定している者が出願できる場合もある。また、保護者の転勤等に伴う一家転住などによる県外からの入学志願者については、県内からの入学志願者を対象とした募集人員（上記Ⅲ）において入学者を選抜する。

全国からの生徒募集における各高等学校の合格者数の上限及び募集の対象とする者は、別表「令和8年度全国からの生徒募集における合格者数の上限」のとおりとする。

Ⅴ 出願方式

- 1 入学志願者は、香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和37年香川県教育委員会規則第10号。以下「学区制規則」という。）及び高松第一高等学校の通学区域に関する規則（平成12年高松市教育委員会規則第10号。以下「高松一高通学区域規則」という。）に基づいて出願するものとする。

なお、普通科又は理数科の入学志願者については、学区制規則第2条第1項に規定する住所に応じた学区以外の学区の高等学校に出願することができる。

出願に際して学区制規則及び高松一高通学区域規則に定める出願方法の制限を免れる等の不正の事実があったときは、高等学校長は入学後においても、入学の取消し等の措置をとることができる。

- 2 入学志願者の出願できる高等学校は1校とする。
ただし、香川県立の併設型中学校から当該併設型高等学校への令和8年度入学予定者は出願できない。
- 3 入学願書が入学願書受付締切時刻までに、その他の必要書類が出願関係書類受付締切時刻までに入学志願校に到着していない入学志願者は、入学選抜を受けることができない。

Ⅵ 入学願書登録期間

- 1 入学願書の登録期間は、令和7年12月19日（金）9：00～令和8年1月21日（水）16：00とする。
- 2 入学志願者は、インターネット出願システム（以下「出願システム」という。）で所定の事項の入力等を行い、入学願書を登録する。

Ⅶ 入学願書受付期間・出願関係書類受付期間

- 1 入学願書の受付期間は、令和8年1月22日（木）9：00～令和8年1月23日（金）16：00とする。
- 2 出願関係書類の受付期間は、令和8年1月26日（月）、27日（火）とする。
受付時間は、次のとおりとする。

1月26日、27日 9：00～16：00

Ⅷ 出願手続

入学志願者は、出願システムを通じて入学願書を、在学中学校長を経由してその他の必要書類等を志願先高等学校長に提出して出願するものとする。

- 1 入学志願者のとるべき手続

入学志願者は、出願システムで志願者情報等を入力して入学願書を登録し、出願システムを通じて、入学選考料（2,200円）を納付した上で、当該入学願書を在学中学校長に提出するものとする。既納の入学選考料は還付しない。あわせて、入学志願者は、次の各号の書類等をそれぞれ1通ずつ、在学中学校長に提出するものとする。書類等の大学科、小学科・コースの欄の記

入は、別表「出願関係書類に係る学科一覧」のとおりである。

- (1) 住民票記載事項証明書（本人及び保護者に係るものであって、令和8年1月10日以降に作成されたものに限る。）

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者に限りこれを必要とする。

ア 県立高等学校の全日制の課程の普通科又は理数科の入学志願者のうち、学区制規則第4条第2項に該当する者（「学区制規則第4条第2項」については、82ページを参照）

イ 高松一高の全日制の課程の普通科の入学志願者のうち、高松一高通学区域規則第3条第2項に該当する者（「高松一高通学区域規則第3条第2項」については、83ページを参照）

ウ 県外からの入学志願者（全国からの生徒募集において出願する者を除く。）

- (2) 香川県公立高等学校入学志願許可願書（様式2）

上記Ⅷ（1）のア、イ、ウのいずれかに該当する者に限りこれを必要とする。これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時までに、あらかじめ在学中中学校長を経由して志願先高等学校長に提出し、入学志願の許可を得た後、これらを出願関係書類受付期間に提出するものとする。

- (3) 自己PR書（様式3）

- (4) 音楽科適性検査選択課題選択届出書（様式4）

音楽科の入学志願者に限りこれを必要とする。

- (5) 海外在住状況説明書（様式5）

帰国生徒等に限りこれを必要とする。

帰国生徒等は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者とする。

ア 海外に継続して1年以上在住し、令和5年4月1日以降に帰国した生徒（日本での中学校生活が3年間に満たない者）

イ 昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者（中国帰国生徒）

ウ 外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和5年4月1日以降に入国した者

2 中学校長のとるべき手続

中学校長は、入学志願者から出願システムを通じて入学願書の提出があった場合には、出願システムで、登録された事項に誤りのないことの確認、所定の事項の承認を行った後、入学願書受付期間内に、出願システムを通じて入学願書を志願先高等学校長へ提出するものとする。また、次の各号の書類を作成し、それらを取りまとめて、出願関係書類受付期間内に志願先高等学校長へ提出するものとする。

- (1) 調査書（様式6）

調査書の作成要領（第3章のⅢ）に定めるところにより、入学志願者1人につき1通作成する。

- (2) 特別措置願書（様式7）

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成する。（過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり）

- (3) 出願関係書類送付書（様式8）

志願先高等学校1校につき1通作成する。

- (4) 入学志願者一覧表（様式9）

志願先高等学校1校につき1通作成する。

- (5) 学習成績等分布表（様式10）

学習成績等分布表（第3章のⅣ）に定めるところにより、志願先高等学校1校につき1通作成する。

3 高等学校長の処理すべき事務

- (1) 高等学校長は、出願システムを通じて入学願書の提出を受けたとき、入学願書の登録された事項が適正であると認められる場合には、これを受理し、出願システムで受理した旨を表すものとする。また、出願関係書類の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる

場合には、これを受理する。

- (2) 入学願書を受理した高等学校長は、出願関係書類受付締切後に、出願システムを経由して入学志願者に令和8年度自己推薦選抜受検票（以下この章において「受検票」という。）を交付する。

4 入学志願者の処理すべき事務

入学志願者は、出願システムを経由して交付を受けた受検票を検査等当日までに印刷しておく。

IX 検査等

1 検査

入学志願者全員に対して、次表のとおり検査を行う。

高等学校	小 学 科	検 査 方 法			
		総合問題	作 文	適性検査	その他
三 本 松	普通科、理数科	○			
石 田	生産経済科、園芸デザイン科、農業土木科 生活デザイン科		○		
志 度	電子機械科、情報科学科、商業科		○		
津 田	普通科	○			
三 木	文理科、総合学科	○			
高 松 工 芸	機械科、電気科、工業化学科、建築科	○			
	デザイン科、工芸科、美術科			○	
高 松 商 業	商業科		○		
	情報数理科、英語実務科	○			
高 松 東	普通科	○			
高 松 南	普通科、環境科学科、生活デザイン科 看護科、福祉科	○			
高 松 西	普通科		○		
高 松 北	普通科	○			
香 川 中 央	普通科	○			
農 業 経 営	農業生産科、環境園芸科、動物科学科、食農科学科		○		
坂 出 商 業	商業科、情報技術科		○		
坂 出	普通科	○			
	音楽科			○	
坂 出 工 業	機械科、電気科、化学工学科、建築科	○			
飯 山	看護科、総合学科	○			
丸 亀 城 西	普通科	○			
善通寺第一	普通科	○			
	デザイン科			○	
琴 平	普通科	○			
多 度 津	機械科、電気科、土木科、建築科	○			
	海洋技術科、海洋生産科				
笠 田	農産科学科、植物科学科、食品科学科	○			
	生活デザイン科				
高 瀬	普通科	○			
観音寺第一	普通科、理数科	○			
観音寺総合	機械科、電気科、電子科				○ ※1
	総合学科	○ ※2			○ ※1 ※3
高 松 第 一	音楽科			○	

※1 自己PR書の「求める生徒像の該当項目」に応じた3分以内の自己PRとそれに基づく質問。

※2 自己PR書の「求める生徒像の該当項目」が「a」であり、2年次に商業系列、食物系列以外の系列を選択することを希望する者、又は進学後に系列を考えたい者（自己PR書の「小学科」の欄に、「総合学科（／）」と記入した者）。

※3 自己PR書の「求める生徒像の該当項目」が「a」であり、2年次に商業系列、食物系列のいずれかを選択することを明確に志望する者。また、「求める生徒像の該当項目」が「b」である者。

(1) 総合問題

ア 内容 各教科で学習したことを互いに関連付けて考える力や、それを表現する力を問うもので、国語、数学、英語の3教科を出題する。

イ 時間 45分間

ウ 携帯品 受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、直線定規又はものさし、コンパス、消しゴム、鉛筆削り。なお、分度器付きの物品、計算又は翻訳の機能をもった物品、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

(2) 作文

ア 内容及び時間 実施する学校・学科の特性に応じて定める。

イ 携帯品 受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り。なお、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

(3) 適性検査

適性検査の内容及び携帯品は次表のとおりとする。なお、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

高等学校	小学科	内 容	携 帯 品
高 松 工 芸	デザイン科 工芸科 美術科	検査当日指定する基本的で簡単な題材を、鉛筆でデッサンする。（60分以内）	受検票、鉛筆（種類は実施校が定める）、消しゴム（種類は実施校が定める）、鉛筆削り
善通寺第一	デザイン科		
坂 出	音楽科	a 共通課題 ① 平易な旋律の聴音記譜を行う。 （ハ長調、 $\frac{3}{4}$ 又は $\frac{4}{4}$ 拍子、8小節程度） ② 平易な旋律の初見視唱を行う。 （ハ長調、 $\frac{3}{4}$ 又は $\frac{4}{4}$ 拍子、8小節程度）	受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り 選択課題の②で使用する楽器は任意とするが、ピアノ又は電子オルガン以外の楽器を使用する場合は、受検者が持参するものとする。 ただし、大型の楽器については出願先高等学校で準備できる場合があるので、中学校長を通じて出願先高等学校に問い合わせること。
高 松 第 一	音楽科	b 選択課題 様式4により届け出た、次の①、②のうちいずれかについて行う。 ① 中学校で学習した曲のうち任意の1曲を、検査担当者の伴奏により独唱する。 ② 平易な任意の器楽曲1曲を独奏する。	

(4) その他

その他の検査の内容及び携帯品は次表のとおりとする。なお、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

高等学校	小学科	内 容	携 帯 品
観音寺総合	機械科、電気科、電子科（全員） 総合学科（該当者のみ）	自己PR書の「求める生徒像の該当項目」に応じた3分以内の自己PRとそれに基づく質問を実施する。（引き続き面接を行う。）	受検票

2 面接

面接は、「第4章 面接」に定めるところによるものとする。

3 検査等の日程

令和8年2月3日（火）

8：45～ 9：00 （15分間） 点呼・注意

以後の日程は、次のとおりとする。

- (1) 総合問題及び面接を実施する学校・学科の日程は次のとおりとする。

9：20～10：05 （45分間） 総合問題

総合問題終了後引き続いて面接を行う。

- (2) 作文及び面接を実施する学校・学科の日程は次のとおりとする。

9：20～ （60分以内） 作文

作文終了後引き続いて面接を行う。

- (3) 適性検査及び面接を実施する学校・学科の日程は次のとおりとする。

9：20～ 適性検査

適性検査終了後引き続いて面接を行う。

- (4) その他の検査及び面接を実施する学校・学科の日程は次のとおりとする。

観音寺総合高等学校 機械科、電気科、電子科（全員）及び総合学科（該当者のみ）

9：20～ 自己PR及び面接

（志願者ごとに、自己PRに引き続き面接を行う。）

4 検査場

出願先高等学校

5 高等学校の留意事項

- (1) 検査等を厳正に実施するため、自己推薦選抜を実施する高等学校に管理委員会を設ける。
- (2) 管理委員会の委員長（以下「管理委員長」という。）は、各高等学校長をもってこれに充て、管理委員会の委員（以下「管理委員」という。）は、管理委員長が適当数の教員を任命する。
- (3) 管理委員長は、自校の管理委員のうちから、学校の実情に応じて、適当数の面接主査、面接委員及び面接運営委員を任命する。
- (4) 高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）と協議のうえ、適切な措置を決定するものとする。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。
- (5) 管理委員会は、検査実施日における検査場内の机及び掲示物について特に留意し、検査等において特別措置を必要とする志願者に対しては、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 検査の答案の採点及び評価は、原則として各専門教科の担当管理委員を充てるものとし、特に採点及び評価の客観性と公平とに意を用いなければならない。
- (7) その他必要な事項については、香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別途指示する。

X 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

自己推薦選抜を実施する高等学校長は、校長を委員長とし、校長の任命にかかる適当数の教員を委員とする入学者選抜委員会を設けて、入学者の選抜を行う。

高等学校長は、入学者選抜委員について、令和8年1月15日（木）までに、その職、氏名を教育長に報告しなければならない。

2 選抜の基本方針

- (1) 高等学校長は、各高等学校の求める生徒像にそって、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、検査の結果及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。

ただし、普通科及び理数科の選抜においては、学区内の入学志願者と他学区からの入学志願者とを同一の基準で選抜するが、他学区からの入学志願者の合格者数は、入学定員の5%にあたる人数を超えないものとする。

- (2) 面接の結果を選抜の資料とするにあたっては、入学志願者の長所が特に顕著に認められる場合、これを評価する。
- (3) 合否の判定にあたっては、特別活動の記録など調査書の学習の記録以外の記載事項及びその他の資料についても、これを十分尊重する。
- (4) 帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする。

XI 合格者の発表

- 発表の日時
令和8年2月10日(火) 9:30
- 発表の方法
出願システムの合否照会サイト(以下「合否照会サイト」という。)で、個別に合否を発表する。

XII 報告

高等学校長は、次により自己推薦選抜に関する報告書等を教育長、香川県教育委員会事務局高校教育課長(以下「高校教育課長」という。)に提出しなければならない。

報 告 書 等 名	様 式	報告期日
1 自己推薦選抜入学者選抜委員報告書		1月15日(木)
2 自己推薦選抜面接計画書		〃
3 自己推薦選抜入学志願許可の状況報告書	別途通知	2月 5日(木)
4 帰国生徒等の自己推薦選抜出願状況報告書	〃	〃
5 自己推薦選抜出願者数・合格者数報告書	〃	2月19日(木)
6 自己推薦選抜検査実施状況報告書	〃	〃
7 自己推薦選抜面接実施状況報告書	〃	〃
8 自己推薦における他学区からの受検者に関する報告書	〃	〃
9 全国からの生徒募集における自己推薦選抜受検者に関する報告書	〃	〃
10 特別措置を行った自己推薦選抜受検者に関する報告書	〃	〃

XIII その他

自己推薦選抜における不合格者は、改めて、高等学校の出願をすることができる。

第 2 章 一 般 選 抜

各高等学校における全日制及び定時制の課程の一般選抜の募集は次のとおりとする。ただし、全国からの生徒募集は、全日制の課程のみににおいて実施する。

I 出願資格

一般選抜に志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 令和8年3月31日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この章において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下この章において「卒業」という。）する見込みのある者
- 2 中学校を卒業した者
- 3 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

II 県内からの入学志願者を対象とした募集定員

香川県内に居住する入学志願者を対象とした募集定員は、各高等学校の入学定員（別に定める。）から、令和8年度香川県公立高等学校入学者自己推薦選抜による合格者数及び香川県立の併設型中学校から当該併設型高等学校への令和8年度入学予定者数を除いた人数とする。ただし、三木高等学校定時制課程の募集定員は、入学定員の80%にあたる人数とする。

III 全国からの生徒募集における合格者数の上限

全国からの生徒募集において募集の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 県外に居住する者で、入学後、県外の自宅から通学することを予定している者
- 2 県外に居住する者で、入学までに入学志願者のみが香川県内に転住することを予定している者（ただし、入学までに香川県内に居住する身元引受人を定めることを必要とする。）

なお、第1号に該当する者のみを募集の対象とする学科においても、香川県内に居住する親族（祖父母等）を身元引受人とする場合など、入学志願者のみが香川県内に転住することを予定している者が出願できる場合もある。また、保護者の転勤等に伴う一家転住などによる県外からの入学志願者については、県内からの入学志願者を対象とした募集定員（上記II）において入学者を選抜する。

全国からの生徒募集における各高等学校の合格者数の上限及び募集の対象とする者は、別表「令和8年度全国からの生徒募集における合格者数の上限」のとおりとする。

IV 出願方式

- 1 入学志願者は、学区制規則及び高松一高通学区域規則に基づいて出願するものとする。

なお、出願に際して学区制規則及び高松一高通学区域規則に定める出願方法の制限を免れる等の不正の事実があったときは、高等学校長は入学後においても、入学の取消し等の措置をとることができる。

- 2 入学志願者の出願できる高等学校は1校とする。

ただし、令和8年度香川県公立高等学校入学者自己推薦選抜による合格者及び香川県立の併設型中学校から当該併設型高等学校への令和8年度入学予定者は出願できない。

- 3 入学志願者は、次の各号により、第1志望のほか、第2志望についても出願することができる。

（1）第1志望については、同一人が同時に2以上の小学科に出願することはできない。

（2）第2志望については、次のア、イにより出願することができる。

ア 同一高等学校内において、全日制及び定時制の課程におけるすべての大学科を通して2以上の小学科がある場合は、第1志望の小学科のほかに、他のすべての小学科のうちから第2

志望の小学科を選んで出願することができる。この場合において、課程を異にする同一名称の小学科は異なる小学科とみなす。

なお、小豆島中央高等学校の全日制課程普通科においては、特進コース及び普通コースをそれぞれ一つの小学科とみなして、第1志望、第2志望の扱いができるものとする。

イ アの場合において、第2志望の小学科を農業科、工業科又は水産科のうちの一つの大学科のうちから選ぶ場合に限り、第2志望の小学科として、同一課程内における同一大学科内の二つの小学科を選んで出願することができる。小豆島中央高等学校の全日制課程普通科のコースについても、同様とする。

- (3) 関連する複数の大学科又は小学科をまとめて「くくり募集」をする場合は、第1志望又は第2志望の出願にあたっては、それらをまとめて一つの小学科とみなして出願するものとする。
- (4) 第2志望を出願するにあたっては、この制度を乱用して、合格しても理由なく入学を辞退すること等のないよう中学校長は責任をもって進路指導をするものとする。
- 4 入学願書が入学願書受付締切時刻までに、その他の必要書類が出願関係書類受付締切時刻までに入学志願校に到着していない入学志願者は、入学者選抜を受けることができない。

V 入学願書登録期間

- 1 入学願書の登録期間は、令和7年12月19日（金）9：00～令和8年2月13日（金）16：00とする。
- 2 入学志願者は、出願システムで所定事項の入力等を行い、入学願書を登録する。

VI 入学願書受付期間・出願関係書類受付期間

- 1 入学願書の受付期間は、令和8年2月16日（月）9：00～令和8年2月17日（火）16：00とする。
- 2 外国からの帰国又は保護者の転勤等によるやむを得ない事情により、上記1の入学願書受付期間中に出願できなかった者に限り、令和8年2月19日（木）9：00～令和8年2月24日（火）16：00に出願することができる。
- 3 出願関係書類の受付期間は、令和8年2月25日（水）、26日（木）とする。
受付時間は次のとおりとする。
2月25日、26日 9：00～16：00

VII 出願手続

入学志願者は、出願システムを通じて入学願書を、在学（出身）中学校長を経由してその他の必要書類等を志願先高等学校長に提出して出願するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者に係るその他の必要書類等については、本人が志願先高等学校長に提出して出願するものとする。

1 入学志願者のとるべき手続

入学志願者は、出願システムで志願者情報等を入力して入学願書を登録し、出願システムを通じて、入学選考料（全日制2,200円、定時制950円）を納付した上で、当該入学願書を在学（出身）中学校長に提出するものとする。既納の入学選考料は原則として還付しない。ただし、全日制課程から定時制課程に志願変更する場合に限り、志願変更時に別に定める還付請求書を提出し還付を求めることができる。還付請求書を受領した志願変更前の高等学校長は、当該志願変更者に1,250円を還付するものとする。

あわせて、入学志願者は、次の各号の書類等をそれぞれ1通ずつ、在学（出身）中学校長に提出するものとする。書類等の大学科、小学科・コースの欄の記入は、別表「出願関係書類に係る学科一覧」のとおりである。

- (1) 住民票記載事項証明書（本人及び保護者に係るものであって、令和8年1月10日以降に作成されたものに限る。）

次のア、イ、ウのいずれかに該当する者に限りこれを必要とする。

ア 県立高等学校の全日制の課程の普通科又は理数科の入学志願者のうち、学区制規則第4条第2項に該当する者（「学区制規則第4条第2項」については、82ページを参照）

イ 高松一高の全日制の課程の普通科の入学志願者のうち、高松一高通学区規則第3条第2項に該当する者（「高松一高通学区規則第3条第2項」については、83ページを参照）

ウ 県外からの入学志願者（全国からの生徒募集において出願する者を除く。）

- (2) 香川県公立高等学校入学志願許可願書（様式2）

上記Ⅶ（1）のア、イ、ウのいずれかに該当する者に限りこれを必要とする。これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時まで、あらかじめ在学（出身）中学校長を経由して志願先高等学校長に提出し、入学志願の許可を得た後、これらを出願関係書類受付期間に提出するものとする。令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

- (3) 音楽科適性検査選択課題選択届出書（様式4）

音楽科の入学志願者に限りこれを必要とする。

- (4) 海外在住状況説明書（様式5）

帰国生徒等に限りこれを必要とする。

帰国生徒等は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者とする。

ア 海外に継続して1年以上在住し、令和5年4月1日以降に帰国した生徒（日本での中学校生活が3年間に満たない者）

イ 昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者（中国帰国生徒）

ウ 外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和5年4月1日以降に入国した者

- (5) 卒業証明書（様式任意）

令和2年3月以前に中学校を卒業した者に限りこれを必要とする。

- (6) 特別措置願書（様式7）

令和2年3月以前に中学校を卒業した志願者のうち障害のある者等については、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成し、志願先高等学校長に提出する。（過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり）

2 中学校長のとるべき手続

中学校長は、入学志願者から出願システムを通じて入学願書の提出があった場合には、出願システムで、登録された事項に誤りのないことの確認、所定の事項の承認を行った後、入学願書受付期間内に、出願システムを通じて入学願書を志願先高等学校長へ提出するものとする。また、次の各号の書類を作成し、それらを取りまとめて、出願関係書類受付期間内に志願先高等学校長へ提出するものとする。

- (1) 調査書（様式6）

調査書の作成要領（第3章のⅢ）に定めるところにより、令和8年3月に中学校を卒業見込みの入学志願者又は令和2年4月以降に中学校を卒業した入学志願者1人につき1通作成する。ただし、令和3年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、様式6-2により作成する。

- (2) 特別措置願書（様式7）

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成する。（過去に配

慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり)

(3) 出願関係書類送付書(様式8)

志願先高等学校1校につき1通作成する。

(4) 入学志願者一覧表(様式9)

志願先高等学校1校につき1通作成する。

(5) 学習成績等分布表(様式10)

学習成績等分布表(第3章のⅣ)に定めるところにより、出願先高等学校1校につき1通作成する。

3 高等学校長の処理すべき事務

高等学校長は、出願システムを通じて入学願書の提出を受けたとき、入学願書の登録された事項が適正であると認められる場合には、これを受理し、出願システムで受理した旨を表すものとする。また、出願関係書類の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理する。

4 入学志願者数の発表

県教育委員会は、入学願書受付締切後、各高等学校の第1志望者数について、課程別及び学科別に入学志願者数を発表する。

Ⅷ 志願変更・受検票の交付

入学志願者は、志願変更受付期間内に、1回に限り、次により、すでに出願した学校、課程、大学科、小学科・コースを変更することができる。ただし、上記Ⅵの2による入学志願者は、志願を変更することができない。

1 志願変更受付期間

志願変更の受付期間は、令和8年2月19日(木) 9:00～令和8年2月24日(火) 16:00とする。

2 志願変更の手続

(1) 志願変更を希望する者は、在学(出身)中学校長が定める日時までに、出願システムを通じて志願変更する旨を申請するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、別に定める日時までに、本人が出願システムを通じて手続を行う。

(2) 中学校長は、志願変更を承認する場合には、出願システムを通じて、入学願書受付の際に出願した高等学校長に提出していた入学願書の返還を求めるものとする。入学願書の返還を求められた高等学校長は、出願システムを経由して、入学志願者に入学願書を速やかに返還するものとする。入学志願者は、出願システムを通じて、返還された入学願書の登録事項を変更の上、変更後の入学願書を中学校長に提出するものとする。中学校長は、出願システムを通じて、所定の事項の承認を行った後、志願変更受付期間内に、変更後の入学願書を変更後の志願先高等学校長へ提出するものとする。

3 高等学校長の処理すべき事務

(1) 高等学校長は、入学志願者のうちに他の高等学校に志願変更を希望する者がある場合には、出願システムを経由してその者に係る入学願書を志願者に返還する。

(2) 高等学校長は、出願システムを通じて変更後の入学願書の提出を受けたとき、入学願書の登録された事項が適正であると認められる場合には、これを受理し、出願システムで受理した旨を表すものとする。

(3) 入学願書を受理した高等学校長は、出願関係書類受付締切後に、出願システムを経由して入学志願者に令和8年度一般選抜受検票(以下この章において「受検票」という。)を交付する。

4 入学志願者の処理すべき事務

入学志願者は、出願システムを経由して交付を受けた受検票を学力検査当日までに印刷しておく。

IX 検査等

1 学力検査

入学志願者全員に対して、同一日程、同一問題により、学力検査を行う。

(1) 検査の実施教科及び配点

検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。各教科の配点は、それぞれ50点とする。

(2) 検査等の日程

令和8年3月10日（火）

8：45～	9：00	（15分間）	点呼・受検注意
9：20～	10：10	（50分間）	国語
10：30～	11：20	（50分間）	数学
11：40～	12：30	（50分間）	社会
13：20～	14：10	（50分間）	英語
14：30～	15：20	（50分間）	理科

(3) 検査場

出願先高等学校

(4) 受検者の留意事項

ア 検査の当日は、8：45までに出願先高等学校に集合する。

イ 第1時限の検査については開始後30分以上、第2時限以降の検査については開始後10分以上遅刻した者は入室できない。また、英語の聞き取り問題実施中は入室できない。

ウ 検査実施中はやむを得ない場合を除き退室できない。

エ 当日持参すべきものは、次のとおりとする。

受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、直線定規又はものさし、コンパス、消しゴム、鉛筆削り及び弁当。なお、分度器付きの物品、計算又は翻訳の機能をもった物品、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

2 適性検査

上記1の学力検査のほか、次の各項の適性検査を、それぞれ当該各項に定める各学科の入学志願者（第2志望者を含む。）に対して行う。

(1) 美術科等適性検査

ア 対象

高松工芸高等学校のデザイン科、工芸科、美術科、インテリア科及び善通寺第一高等学校のデザイン科の入学志願者

イ 検査の内容

検査当日指定する基本的かつ簡単な題材を、鉛筆でデッサンする。画用紙は所定のものを検査時に与える。

ウ 検査等の日程

令和8年3月11日（水）

9：00～	9：15	（15分間）	点呼・受検注意
9：30～	10：30	（60分間）	適性検査

エ 検査場

出願先高等学校

オ 携帯品

受検票、鉛筆（種類は実施校が定める）、消しゴム（種類は実施校が定める）、鉛筆削り、はさみ

カ 受検者の留意事項

検査については開始後 30 分以上遅刻した者は入室できない。

(2) 音楽科適性検査

ア 対象

音楽科の入学志願者

イ 検査の内容

(ア) 共通課題

- a 平易な旋律の聴音記譜を行う。(ハ長調、 $\frac{3}{4}$ 又は $\frac{4}{4}$ 拍子、8小節程度)
- b 平易な旋律の初見視唱を行う。(ハ長調、 $\frac{3}{4}$ 又は $\frac{4}{4}$ 拍子、8小節程度)

(イ) 選択課題

様式4により届け出た、次の a、b のうちのいずれかについて行う。

- a 中学校で学習した曲のうち任意の1曲を検査担当者の伴奏により独唱する。
- b 平易な任意の器楽曲1曲を独奏する。

使用する楽器は任意とするが、ピアノ又は電子オルガン以外の楽器を使用する場合は、受検者が持参するものとする。ただし、大型の楽器については出願先高等学校で準備できる場合があるので、中学校長を通じて出願先高等学校に問い合わせること。

ウ 検査等の日程

令和8年3月11日(水)

9:00～ 9:15 (15分間) 点呼・受検注意
9:30～ 適性検査

エ 検査場

出願先高等学校

オ 携帯品

受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、鉛筆削り

カ 受検者の留意事項

(ア) 共通課題のうち、聴音記譜の検査実施中は入室できない。

(イ) 共通課題の検査実施中はやむを得ない場合を除き退室できない。

3 面接

面接は、「**第4章 面接**」に定めるところによるものとする。

(1) 日程

令和8年3月11日(水)

9:00～15:00の間に出願先高等学校において指定する時刻までに集合する。面接は点呼、注意の後に行う。

(2) 面接場

出願先高等学校

4 追検査

一般選抜に出願した者であって、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症の罹患等、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（新型コロナウイルス感染症の罹患後症状と考えられる症状や月経随伴症状等も含む。）等で学力検査、適性検査及び面接（以下「学力検査等」という。）の全て又はいずれかを欠席した者のうち、追検査受検願を出願先高等学校長に提出し、当該高等学校長にその理由がやむを得ないと認められた者に対して、その者が欠席し

た学力検査等に係る追検査（追学力検査、追適性検査及び追面接の全て又はいずれか）を行う。
ただし、追学力検査については、5教科全ての学力検査を欠席した者に対して行うものとする。

(1) 受付期間及び手続

追検査の受検を希望する者は、令和8年3月11日（水）、12日（木）に中学校長を経由して、追検査受検願（様式11）に医師の診断書等の必要書類を添付して、志願先の高等学校長に提出する。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した追検査受検希望者については、本人が手続を行うものとする。

受付時間は次のとおりとする。

3月11日 9:00～16:00

3月12日 9:00～12:00

高等学校長は、追検査受検願の提出があったときは、教育長と協議の上、受検を許可する場合には、追検査受検許可書（様式12）を、中学校長を経由して交付する。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した追検査受検希望者については、本人に交付する。

(2) 追学力検査

ア 検査等の日程

令和8年3月14日（土）

8:50～	9:05	(15分間)	点呼・受検注意
9:20～	10:10	(50分間)	国語
10:30～	11:20	(50分間)	数学
11:40～	12:30	(50分間)	社会
13:20～	14:10	(50分間)	英語
14:30～	15:20	(50分間)	理科

イ 検査場

香川県教育センター 香川県高松市郷東町587-1

ウ 受検者の留意事項

(ア) 検査の当日は、8:50までに香川県教育センターに集合する。

(イ) 第1時限の検査については開始後30分以上、第2時限以降の検査については開始後10分以上遅刻した者は入室できない。また、英語の聞き取り問題実施中は入室できない。

(ウ) 検査実施中はやむを得ない場合を除き退室できない。

(エ) 当日持参すべきものは、次のとおりとする。

受検票、追検査受検許可書、鉛筆（シャープペンシルも可）、直線定規又はものさし、コンパス、消しゴム、鉛筆削り及び弁当。なお、分度器付きの物品、計算又は翻訳の機能をもった物品、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

(3) 追適性検査

ア 美術科等適性検査

(ア) 検査等の日程

令和8年3月15日（日）

9:00～ 9:15 (15分間) 点呼・受検注意

9:30～10:30 (60分間) 適性検査

(イ) 検査場

出願先高等学校

(ウ) 携帯品

受検票、追検査受検許可書、鉛筆（種類は実施校が定める）、消しゴム（種類は実施校が定める）、鉛筆削り、はさみ

(エ) 対象、検査の内容及び受検者の留意事項は、「2 適性検査 (1) 美術科等適性検査」に定めるところによるものとする。

イ 音楽科適性検査

(ア) 検査等の日程

令和8年3月15日(日)

9:00～ 9:15 (15分間) 点呼・受検注意
9:30～ 適性検査

(イ) 検査場

出願先高等学校

(ウ) 携帯品

受検票、追検査受検許可書、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、鉛筆削り

(エ) 対象、検査の内容及び受検者の留意事項は、「2 適性検査 (2) 音楽科適性検査」に定めるところによるものとする。

(4) 追面接

追面接は、「**第4章 面接**」に定めるところによるものとする。

ア 日程

令和8年3月14日(土)

15:40までに集合する。面接は点呼、注意の後に行う。

イ 面接場

香川県教育センター 香川県高松市郷東町587-1

5 高等学校の留意事項

- (1) 検査等を厳正に実施するため、各高等学校に管理委員会を設ける。
- (2) 管理委員長は、各高等学校長をもってこれに充て、管理委員は、管理委員長が適当数の教員を任命する。
- (3) 管理委員長は、自校の管理委員のうちから、学校の実情に応じて、適当数の面接主査、面接委員及び面接運営委員を任命する。
- (4) 各高等学校長は、令和8年3月9日(月)までに校内放送設備の点検整備を完全に済ませておかなければならない。
- (5) 高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、県教育委員会と協議のうえ、適切な措置を決定するものとする。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。
- (6) 管理委員会は、検査実施日における検査場内の机及び掲示物について特に留意し、検査等において特別措置を必要とする志願者に対しては、適切な措置を講じなければならない。
- (7) 検査の答案の採点及び評価は、原則として各専門教科の担当管理委員を充てるものとし、特に採点及び評価の客観性と公平とに意を用いなければならない。
- (8) その他必要な事項については、教育長が別途指示する。

6 その他

不慮の事故等真にやむを得ない理由により、学力検査又は適性検査を受検できなくなった入学志願者については、中学校長からの申請に基づき、高等学校長は県教育委員会の許可を得て、学力検査又は適性検査を行わないことができる。

X 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

各高等学校長は、校長を委員長とし、校長の任命にかかる適当数の教員を委員とする入学者選抜委員会を設けて、入学者の選抜を行う。

高等学校長は、入学者選抜委員について、令和8年2月18日(水)までに、その職、氏名を教育長に報告しなければならない。

2 選抜の基本方針

- (1) 高等学校長は、提出された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、適性検査の成績及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。
- (2) 学力の判定にあたっては、調査書の学習の記録と学力検査の成績を同等に取り扱う。
- (3) 面接の結果を選抜の資料とするにあたっては、入学志願者の長所が特に顕著に認められる場合、これを評価する。
- (4) 可否の判定にあたっては、特別活動の記録など調査書の学習の記録以外の記載事項、適性検査の成績及びその他の資料についても、これを十分尊重する。
- (5) 帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする。

3 選抜方法

- (1) 全日制の課程において、第2志望者がいないときの選抜方法は、次の要領による。
 - ア 学力の判定は次の方法による。
 - (ア) 調査書の学習の記録の評価は、次の方法で評定合計を算出して、220点満点で行う。

＜評定合計の算出方法＞

a、b、c、dを、それぞれ

a：第1学年の必修教科の評定合計

b：第2学年の必修教科の評定合計

c：第3学年の必修教科の評定合計

d：第3学年の必修教科の音楽、美術、保健体育、技術・家庭の評定合計
とおき、 $a + b + 2(c + d)$ を計算して、評定合計とする。

なお、観点別学習状況の評価については、上記2の(4)に準じて扱う。

(イ) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。

(ウ) 学習の記録の評定合計及び学力検査の得点合計は、それぞれその得点を素点とし、細目の別表「5段階法による人数配分表」(入学志願者数が450をこえる大学科にあつては次の表の割合)によることを基準とし、当該大学科の志望者のうち学力検査を受検した者をそれぞれ5段階に区分する。この場合、各段階の表示は、評定合計又は得点合計の高いものから順に5、4、3、2、1とする。

段 階	5	4	3	2	1
割合(%)	7	24	38	24	7

(エ) 区分された段階のうち、学習の記録の段階は縦軸に、学力検査の段階は横軸にとって、右図の様式により相関表を作成して学力の判定を行うものとする。

なお、その具体的な方法については教育長が別に指示する。

学力検査 学習の記録	5 (~)	4 (~)	3 (~)	2 (~)	1 (~)	計	累計
5 (~)							
4 (~)							
3 (~)							
2 (~)							
1 (~)							
計							
累 計							

イ 可否の判定にあたっては、学力の判定の結果、適性検査の成績、調査書の学習の記録以外の記載事項及び面接の結果を総合的に考慮し、入学定員（全国からの生徒募集においては合格者数の上限）の範囲内で合格者を内定する。

(2) 全日制の課程において、第2志望者があるときの選抜方法は、次の要領による。

ア 大学科内に一つの小学科のみがある場合は、その小学科において入学定員の90%にあたる人員を第1志望者のうちから上記(1)のア、イの方法により選抜して、第1次の合格者を内定する。

次に入学定員の残りにあたる人員を、当該大学科の第1次の合格者に含まれなかった第1志望者と第2志望者のうちから上記(1)のア、イの方法により選抜して第2次の合格者を内定する。この場合、第2志望者は、第1志望者と同等に取り扱うものとする。

第1次の合格者に第2次の合格者を加えて、全体の合格者を内定する。

イ 大学科内に二つ以上の小学科がある場合は、上記(1)のア、イの方法により、各小学科において、当該小学科の入学定員の60%にあたる人員を当該小学科の第1志望者から選抜し、次に当該小学科の入学定員の30%にあたる人員を、当該小学科の第1志望者であって先の60%にあたる人員に含まれなかった者と当該小学科が属する大学科からの第2志望者とかから同等の取り扱いにより選抜して、第1次の合格者を内定する。

入学定員の残りにあたる人員は、当該大学科内に含まれる小学科を第1志望とし、当該小学科を志望する者で第1次の合格者に含まれなかった者和其他の大学科(他の課程を含む。)からの第2志望者のうちから上記(1)のア、イの方法により選抜して第2次の合格者を内定する。この場合、第2志望者は第1志望者と同等に取り扱うものとする。

第1次の合格者に第2次の合格者を加えて全体の合格者を内定する。

ウ 全国からの生徒募集における選抜にあたっては、ア、イにかかわらず、第1志望者と第2志望者とをはじめから同等の条件で取り扱うものとする。

エ 小豆島中央高等学校の全日制課程普通科においては、特進コース及び普通コースをそれぞれ一つの小学科とみなして、イ又はウの方法に準じて入学者を選抜するものとする。

(3) 定時制の課程の選抜方法は、全日制の課程の例による。

ただし、第2志望者があるときは、上記(2)にかかわらず、第1志望者と第2志望者とをはじめから同等の条件で取り扱うものとする。

(4) 関連する複数の大学科及び小学科をまとめて「くくり募集」する場合は、それらを一つの小学科とみなして入学者を選抜するものとする。

(5) 上記IXの6の規定により学力検査又は適性検査を行わなかった者については、出願時に提出

された調査書その他必要な書類等を資料として、選抜を行うものとする。

XI 香川高等専門学校等との間における重複合格の調整等

- 1 香川県内の中学校長（以下この**XI**において「中学校長」という。）は、公立高等学校の出願者のうち、香川高等専門学校（以下「香川高専」という。）、新居浜工業高等専門学校（以下「新居浜高専」という。）又は弓削商船高等専門学校（以下「弓削高専」という。）の合格者に対し、公立高等学校の学力検査を受検しないよう指導するものとする。
- 2 香川高専、新居浜高専又は弓削高専の合格者であって、公立高等学校の学力検査を受検し、かつ、入学を希望する者は、次の3に定める併願者調査書の提出日時に遅れない範囲内で中学校長が定める日時までに、入学希望通知書（様式13）を1通中学校長に提出しなければならない。
- 3 中学校長は、当該中学校の第3学年生徒又は卒業生のうちに、香川高専、新居浜高専又は弓削高専の合格者であって、公立高等学校の学力検査を受検した者（以下「併願者」という。）がある場合には、併願者調査書（様式14）を令和8年3月12日（木）12：00までに出願先公立高等学校長へ提出しなければならない。

中学校長は、併願者調査書を作成するにあたって、あらかじめすべての併願者及びその保護者につきその志願先公立高等学校への入学意思の有無を十分調査し確認するものとする。

中学校長は、併願者調査書を提出するにあたって、当該調査書中の「公立高等学校への入学意思の有無」の欄に「有」と記載した併願者については、入学希望通知書を当該調査書に必ず添付しなければならない。入学希望通知書が添付されていない併願者については、公立高等学校長は、その者に公立高等学校へ入学する意思がないものとみなして、入学者選抜の対象から除外するものとする。

- 4 同一中学校において、その第3学年生徒又は卒業生のうちの進学希望者の中に同姓同名の者が2人以上あり、かつ、それらの同姓同名の者について次の（1）又は（2）の場合に該当するときは、当該中学校長は、それらの同姓同名の者の生年月日、保護者氏名等を、同姓同名の受検者に関する通知書（様式15）により、令和8年3月12日（木）12：00までに、出願先高等学校長へ通知しなければならない。

（1）同姓同名の者の中に同一の公立高等学校を受検している者がある場合

（2）同姓同名の者の中に香川高専、新居浜高専又は弓削高専に合格した者がある場合

XII 合格者の発表

- 1 発表の日時
令和8年3月19日（木）9：30
- 2 発表の方法
（1）合否照会サイトで、個別に合否を発表する。
（2）定時制の課程のある各高等学校のホームページにおいて、定時制の課程の第2次募集を行うか否かを周知する。周知期間は、令和8年3月19日（木）10：00～令和8年3月24日（火）16：00とする。

XIII 入学辞退者の通知

中学校長は、自校在学（出身）の受検者のうち、出願先高等学校への入学を辞退する者がある場合は、直ちに、本人及びその保護者の意思を十分確認したうえ、入学辞退者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先高等学校長へ文書により（急を要するときは、電話により連絡したのち文書により）通知するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

XIV 報告等

高等学校長は、次により一般選抜に関する報告書等を教育長、高校教育課長に提出しなければならない。

報 告 書 等 名	様 式	報告期日
1 一般選抜入学者選抜委員報告書		2月18日(水)
2 一般選抜面接計画書		3月2日(月)
3 一般選抜入学志願許可の状況報告書	別途通知	〃
4 帰国生徒等の一般選抜出願状況報告書	〃	〃
5 一般選抜入学志願者数報告書	〃	〃
6 一般選抜受検者数報告書	〃	3月27日(金)
7 一般選抜面接実施状況報告書	〃	〃
8 一般選抜合格者数報告書	〃	〃
9 一般選抜志望別合格者数報告書	〃	〃
10 一般選抜受検者個人別成績等一覧表	〃	〃
11 一般選抜選抜結果報告書	〃	〃
12 全国からの生徒募集における一般選抜受検者に関する報告書	〃	〃
13 令和8年度入学者選抜制度に関する所見		〃
14 特別措置を行った一般選抜受検者に関する報告書	別途通知	〃

第 3 章 調 査 書 等

I 調査書の記載事項

調査書の記載事項は、様式 6 に定めるところによる。ただし、令和 3 年 3 月以前に中学校を卒業した入学志願者については、様式 6－2 に定めるところによる。

II 調査書作成委員会

- 1 調査書及び学習成績等分布表の作成にあたっては、公正を期するため、中学校ごとに調査書作成委員会を設け、その審議を経るものとする。
- 2 調査書作成委員会は、校長を委員長とし、教頭、進路指導主事、第 3 学年の学年主任及び学級担任、その他必要な教員をもって組織する。

III 調査書の作成要領

1 作成上の全般的留意事項

- (1) 調査書は、中学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）等の記載に基づいて、厳正に記入する。
- (2) 用紙は A 4 判とし、縦長に用いる。
- (3) 原則として、文字は常用漢字及び現代かなづかいを、数字は算用数字を用い、楷書でわかりやすく、黒色のペン書き又は黒色のボールペン書きとする。
なお、必要に応じてゴム印等を用いてもよい。
- (4) 記入事項のないときは、該当欄に斜線又はゴム印等による「なし」の印を記入する。
ただし、「(2) 各教科の学習の記録」、「(4) 特別活動の記録」及び「(5) 行動の記録」の欄については、下記 2 の各欄の記入上の留意事項によるものとする。
- (5) 該当文字を選択する場合は、○で囲む。
- (6) ※印の欄は、中学校において記入しないものとする。
- (7) 過年度卒業者のうち、令和 2 年 3 月以前に中学校を卒業した者については、卒業証明書（様式任意）をもって、調査書に代えるものとする。

2 各欄の記入上の留意事項

調査書の記入にあたっては、「(1) 学籍の記録」から「(7) その他の活動の記録」の欄までは、主として事実について記入し、「(8) 人物、適性等に関する所見」の欄には、他の各欄の記載等に基づいて、本人の人物、適性、進路等についての所見を記入する。

(1) 「調査書番号」の欄

その生徒を表示する番号を記入する。なお、その番号は学年全員にわたる通し番号とし、その順序は原則として学級ごとの出席番号の順によるものとする。

なお、過年度卒業者については、斜線を入れる。ただし、令和 3 年 3 月以前に中学校を卒業した入学志願者の調査書（様式 6－2）にはこの欄がない。

(2) 「(1) 学籍の記録」の欄

指導要録の学籍の記録を転記するものとするが、特に次の事項に留意する。

ア 氏名及び生年月日は戸籍上のものを明記し、氏名にはふりがなをつける。外国人の場合には、外国人としての氏名とともに、その下に（ ）を付して日本における通称を併記する。

イ 転入学・編入学の事情のうち、転入学の事情については、転入学年、転入前に在学していた学校名とその所在地、転入学の事由等を記入し、編入学の事情については、編入学年、編入学の事由等を記入する。

ウ 卒業後の状況は、過年度卒業者について、卒業後入学志願するに至るまでの期間の就職先（会社名、所在地）、進学先（学校名、課程名及び所在地）等の経歴を記入する。

(3) 「(2) 各教科の学習の記録」の欄

ア 第1学年及び第2学年の各教科の評定は、指導要録の各教科の学習の記録（以下「学習の記録」という。）の欄に記載された5段階評定によるものとする。

イ 第3学年の各教科の評定及び観点別学習状況の評価は、令和8年1月15日までの学習成績を総合して行うものとする。

ウ 観点別学習状況の欄には、第3学年における必修教科についての評価を記入する。評価は、Ⅰ：「知識・技能」、Ⅱ：「思考・判断・表現」、Ⅲ：「主体的に学習に取り組む態度」の各観点について行い、「A」、「B」、「C」の3段階の評価のうち「A」についてのみ、該当する欄に○印を記入し、それ以外の欄は空欄とする。ただし、令和3年3月以前に中学校を卒業した入学志願者の評価については、別表「各教科の観点（令和3年3月以前に中学校を卒業した者）」に示した各観点について行い、同様の要領で記入する。

エ 必修教科の評定の欄は、次の要領により記入する。

(ア) 第1学年及び第2学年の評定については、指導要録に記載されたものを転記する。

(イ) 第3学年の評定については、5、4、3、2、1の5段階によるものとし、その評定を記入する。

(ウ) ●印の欄には、当該教科の第3学年の評定を再記する。

(エ) 計の欄のa～dには、学年ごとの各教科の評定の合計をそれぞれ記入する。

また、 $a + b + 2(c + d)$ の値を、最下段の点線枠の中に記入する。

オ 備考の欄には、各教科の履修や評定について、特別な事情があればそれを記入し、なければ斜線を入れる。

(4) 「(3) 総合的な学習の時間の記録」の欄

ア 第3学年について、主な学習活動及び評価の観点を踏まえて、学習状況の特徴等を記入する。

イ 第1学年及び第2学年における学習状況に特に顕著な事項のある場合には、その学習活動及び学習状況を記入する。

(5) 「(4) 特別活動の記録」の欄

特別活動における評価の観点及び各内容における生徒の活動の状況を、次の要領により記入するものとする。

ア 各学校で定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入する。

イ 評価にあたっては、特別活動の内容を「学級活動」、「生徒会活動」、「学校行事」の三つの内容に区分する。

ウ 評価は第3学年生徒全員について行う。なお、評価にあたっては、第3学年における活動の状況を主としながら、第1学年及び第2学年における活動の状況を加味するものとする。

エ 評価の記入にあたっては、各内容ごとにその趣旨に照らして、十分満足できる状況にあると判断される場合にはその内容の欄に○印を記入し、活動の結果やその過程において特に顕著な成果や実績が認められる場合には○印の代わりに◎印を記入する。それ以外の場合は空欄とする。

オ 備考欄には、次の事項について記入する。

(ア) 主として第3学年における、学校・学級での役員名及び委員名等

(イ) 評価の欄に◎印が記入された内容についての具体的な活動状況等

(6)「(5) 行動の記録」の欄

ア 評価は、第3学年について、令和8年1月15日現在で記入する。

イ 評価については、行動の記録の項目ごとに、その趣旨に照らして、十分満足できる状況にあると判断される場合は欄内に○印を記入し、それ以外の場合は空欄とする。

(7)「(6) 出欠の記録」の欄

ア 第1学年及び第2学年については、指導要録に記載されたものを転記し、第3学年については、令和8年1月15日現在の集計を記入する。

イ 各学年で欠席（出席停止、忌引き等は含まない。）がある場合には、必ずその主な理由を記入し、その他特記すべき事項がある場合は、その状況を略記する。

(8)「(7) その他の活動の記録」の欄

第3学年に実施した新体力テストの結果、部活動等の各種の大会やコンクールなどにおける記録や成績、奉仕活動、善行あるいはすぐれた特技等について、学校内外での活動における顕著な事実や実績があれば、それを記入する。

(9)「(8) 人物、適性等に関する所見」の欄

本人の人物、適性、進路等についての所見を記入する。

IV 学習成績等分布表

- 1 学習成績等分布表には、令和8年1月15日現在、その学校に在学する第3学年の生徒全員について、5段階による第3学年の必修教科の評定別人員及び特別活動の第3学年の活動状況に第1学年及び第2学年の活動状況を加味した評価（◎、○、空欄）別人員を記入する。
- 2 必修教科の評定の計の欄及び特別活動の評価の計の欄には、区分の人員の合計を記入する。なお、計の欄の人員は、第3学年の生徒全員と一致していなければならない。
- 3 過年度卒業者に係る学習成績等分布表については、提出を要しない。また、県外の中学校において、学習成績等分布表を作成することができない場合は、これを省略することができる。

第 4 章 面 接

面接は、次により入学志願者全員に対して行う。

I 質問事項

- 1 入学志願者の「進学目的、高校生活への期待及び将来の希望等進路に関する事項」や「中学校時代にいちばん力を注いだこと、印象に残ったこと及び総合的な学習の時間における学習活動など学校内外での活動に関する事項」について質問する。(再質問を含む。)
- 2 上記1のほか、各学校・学科においては、当該入学志願者全員に対して、次の(1)、(2)の一方又は両方を加えることができる。
 - (1) 当該学科の特色に応じた事項
 - (2) 言葉による自己アピール
- 3 自己推薦選抜においては、上記1に関わらず、自己PR書の記載事項に関する事項について質問することとする。(再質問を含む。)。

さらに、自己PR書の記載事項についての発表を加えたり、学科に対する理解や適性を判断できる口頭試問を行うことができる。

なお、面接方法、一人当たり面接時間の目安、面接の内容については、別表「令和8年度自己推薦選抜における面接方法、内容等について」のとおりとする。
- 4 中学校卒業後5年が経過し調査書の提出を要しない入学志願者については、上記1に加え、これまでに力を注いできたことなどについて質問し、人物、適性等の長所を十分把握するものとする。

II 質問方法

- 1 高等学校長は、入学志願者数、面接場の数等、学校の実情により個人面接、集団面接のいずれの方法で行うかを決定し、その方法を、受検票交付の際、入学志願者に通知するものとする。
- 2 個人面接、集団面接のいずれの場合においても、面接は第1面接と第2面接を連続して行い、それぞれ1面接場2名の面接担当者によって行う。

ただし、自己推薦選抜においては、この限りでない。

III 日程

- 1 面接の集合時刻は、受検票交付の際、出願先高等学校長が入学志願者に通知するものとする。
- 2 適性検査の受検者に対しては、適性検査終了後引き続いて面接を行う。
- 3 所定の日時(一般選抜において、追検査の受検を許可された場合は、追検査に係る所定の日時)に面接場へ集合しなかった者は入学辞退とみなす。

別表

令和8年度自己推薦選抜における面接方法、内容等について

高等学校	大学科	小学科	面接方法	一人当たり面接時間	面接の内容
三 本 松	普通科 理数科	普通科 理数科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
石 田	農業科	生産経済科 園芸デザイン科 農業土木科	個人 面接	6 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	家庭科	生活デザイン科			
志 度	工業科	電子機械科 情報科学科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての発表及び面接をする。さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	商業科	商業科			
津 田	普通科	普通科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
三 木	文理科	文理科	個人 面接	7 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	総合学科	総合学科			
高 松 工 芸	工業科	機械科、電気科 工業化学科 建築科 デザイン科 工芸科	個人 面接	7 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	美術科	美術科			
高 松 商 業	商業科	商業科	個人 面接	8 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	情報科	情報数理科			
	外国語科	英語実務科			
高 松 東	普通科	普通科	個人 面接	6 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
高 松 南	普通科	普通科	個人 面接	5 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	農業科	環境科学科			
	家庭科	生活デザイン科			
	看護科	看護科			
	福祉科	福祉科			
高 松 西	普通科	普通科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容について発表した後に、自己 PR 書と発表の内容についての質問をする。さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
高 松 北	普通科	普通科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
香 川 中 央	普通科	普通科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
農 業 経 営	農業科	農業生産科 環境園芸科 動物科学科 食農科学科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
坂 出 商 業	商業科	商業科	個人 面接	5 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	情報科	情報技術科			
坂 出	普通科	普通科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	音楽科	音楽科		5 分 程度	

高等学校	大学科	小学科	面接方法	一人当たり 面接時間	面接の内容
坂 出 工 業	工業科	機械科、電気科 化学工学科 建築科	個人 面接	7 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
飯 山	看護科	看護科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。 (看護科においては看護への意欲を問う質問をする。)
	総合学科	総合学科			
丸 亀 城 西	普通科	普通科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
善通寺第一	普通科	普通科	個人 面接	5 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	工業科	デザイン科			
琴 平	普通科	普通科	個人 面接	5 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
多 度 津	工業科	機械科、電気科 土木科、建築科	個人 面接	10 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	水産科	海洋技術科 海洋生産科			
笠 田	農業科	農産科学科 植物科学科 食品科学科	個人 面接	5 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
	家庭科	生活デザイン科			
高 瀬	普通科	普通科	個人 面接	8 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
観音寺第一	普通科 理数科	普通科 理数科	個人 面接	7 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。
観音寺総合	工業科	機械科、電気科 電子科	個人 面接	7 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。 ※
	総合学科	総合学科			
高 松 第 一	音楽科	音楽科	個人 面接	8 分 程度	出願時に提出する自己 PR 書の内容についての質問をする。 さらにその内容について、追加の質問をする場合がある。

※ 機械科、電気科、電子科を志望する者は、上記に加え、検査として3分以内の自己PRとそれに基づく質問を実施する。総合学科を志望する者のうち、自己PR書の「求める生徒像の該当項目」が「a」であり、2年次に総合学科の商業系列、食物系列のいずれかを選択することを明確に志望する者、及び「求める生徒像の該当項目」が「b」である者は、上記に加え、検査として3分以内の自己PRとそれに基づく質問を実施する。

第 5 章 定時制の課程の第 2 次募集

高等学校長は、定時制の課程において、合格者の数が入学定員の数に満たないときは、教育長が別に指示するところにより第 2 次募集を行うことができる。

第 2 次募集を行う高等学校長は、その旨を一般選抜の合格者発表の日に掲示して関係者に周知しなければならない。

I 出願資格

第 2 次募集に志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 令和 8 年 3 月 31 日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この章において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下この章において「卒業」という。）する見込みのある者
- 2 中学校を卒業した者
- 3 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

II 募集定員

募集定員は、第 2 次募集を行う高等学校の入学定員（別に定める。）から令和 8 年度香川県公立高等学校入学者一般選抜の合格者数を除いた人数とする。

III 出願方式

出願方式は、「第 2 章 一般選抜」の IV の例による。

ただし、令和 8 年度香川県公立高等学校入学者自己推薦選抜及び一般選抜による合格者並びに香川県立の併設型中学校から当該併設型高等学校への令和 8 年度入学予定者は出願できない。

IV 入学願書受付期間

入学願書の受付期間は、令和 8 年 3 月 23 日（月）、24 日（火）とする。

受付時間は次のとおりとする。

3 月 23 日、24 日 9：00～16：00

V 出願手続

入学志願者は、入学願書その他の必要書類等を、在学（出身）中学校長を経由して志願先高等学校長に提出して出願するものとする。ただし、令和 2 年 3 月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人がこれらを志願先高等学校長に提出して出願するものとする。

1 入学志願者のとるべき手続

入学志願者は、次の各号の書類等をそれぞれ 1 通ずつ、在学（出身）中学校長に提出するものとする。書類等の大学科、小学科・コースの欄の記入は、別表「出願関係書類に係る学科一覧」のとおりである。

（1）入学願書（様式 1）

（2）入学選考料

香川県証紙（950 円）を入学願書の所定の欄に貼付して出願するものとする。既納の入学選考料は還付しない。

（3）住民票記載事項証明書（本人及び保護者に係るものであって、令和 8 年 1 月 10 日以降に作成されたものに限る。）

県外からの入学志願者は、学区制規則第 6 条によりこれを必要とする。

(4) 香川県公立高等学校入学志願許可願書(様式2)

県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時までに、あらかじめ在学(出身)中学校長を経由して志願先高等学校長に提出し、入学志願の許可を得た後、これらを入学願書に添えて出願するものとする。令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

(5) 海外在住状況説明書(様式5)

帰国生徒等に関しこれを必要とする。

帰国生徒等は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者とする。

ア 海外に継続して1年以上在住し、令和5年4月1日以降に帰国した生徒(日本での中学校生活が3年間に満たない者)

イ 昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者(中国帰国生徒)

ウ 外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和5年4月1日以降に入国した者

(6) 卒業証明書(様式任意)

令和2年3月以前に中学校を卒業した者に限りこれを必要とする。

(7) 特別措置願書(様式7)

令和2年3月以前に中学校を卒業した志願者のうち障害のある者等については、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成し、志願先高等学校長に提出する。(過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり)

2 中学校長のとるべき手続

中学校長は、入学志願者から入学願書等の提出があった場合には、入学志願者から提出された入学願書等の部数の確認、記載事項に誤りのないことの確認、所定の事項の記入及び証明を行った後、次の各号の書類を作成し、それらを取りまとめて、入学願書受付期間内に志願先高等学校長へ提出するものとする。なお、学習成績等分布表は提出を要しない。

(1) 調査書(様式6)

調査書の作成要領(第3章のⅢ)に定めるところにより、令和8年3月に中学校を卒業見込みの入学志願者又は令和2年4月以降に中学校を卒業した入学志願者1人につき1通作成する。ただし、令和3年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、様式6-2により作成する。

(2) 特別措置願書(様式7)

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成する。(過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり)

(3) 出願関係書類送付書(様式8)

志願先高等学校1校につき1通作成する。

(4) 入学志願者一覧表(様式9)

志願先高等学校1校につき1通作成する。

3 高等学校長の処理すべき事務

(1) 高等学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押すものとする。

(2) 入学願書を受理した高等学校長は、中学校長を経由して入学志願者に受検票を交付する。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人に交付する。

4 入学志願者の処理すべき事務

入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真(縦4cm、横3cm)を検査等当日までに貼付しておく。

Ⅵ 検査等

1 基礎学力検査

入学志願者全員に対して、基礎学力検査を行う。

検査を実施する教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。各教科の配点は、それぞれ50点とする。

2 面接

面接は、「第4章 面接」に定めるところによるものとする。

3 検査等の日程

令和8年3月26日（木）

8：50～	9：05	（15分間）	点呼・注意
9：15～	9：55	（40分間）	国語（作文を含む。）
10：10～10：40		（30分間）	数学
10：55～11：25		（30分間）	英語
11：40～			面接

4 検査場

出願先高等学校

5 受検者の留意事項

（1）検査等の当日は、8：50までに出席先高等学校に集合する。

（2）第1時限の検査については開始後20分以上、第2時限以降の検査については開始後10分以上遅刻した者は入室できない。

（3）検査実施中はやむを得ない場合を除き退室できない。

（4）当日持参すべきものは、次のとおりとする。

顔写真を貼付した受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、直線定規又はものさし、コンパス、消しゴム、鉛筆削り。なお、分度器付きの物品、計算又は翻訳の機能をもった物品、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

6 高等学校の留意事項

（1）検査等を厳正に実施するため、第2次募集を行う高等学校に管理委員会を設ける。

（2）管理委員長は、各高等学校長をもってこれに充て、管理委員は、管理委員長が適当数の教員を任命する。

（3）管理委員長は、自校の管理委員のうちから、学校の実情に応じて、適当数の面接主査、面接委員及び面接運営委員を任命する。

（4）高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、県教育委員会と協議のうえ、適切な措置を決定するものとする。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。

（5）管理委員会は、検査実施日における検査場内の机及び掲示物について特に留意し、検査等において特別措置を必要とする志願者に対しては、適切な措置を講じなければならない。

（6）検査の答案の採点は、原則として各専門教科の担当管理委員を充てるものとし、特に採点の客観性と公平とに意を用いなければならない。

（7）その他必要な事項については、教育長が別途指示する。

Ⅶ 入学者の選抜

入学者の選抜は、「第2章 一般選抜」のXに準ずるものとする。

Ⅷ 合格者の発表

1 発表の日時

令和8年3月30日(月) 9:30

2 発表の場所

出願先高等学校

3 発表の方法

合格者の受検番号を掲示する。

※ 各高等学校のホームページにおいても、同日10:00～16:00の間、合格者の受検番号を掲載する。

Ⅸ 入学辞退者の通知

中学校長は、自校在学(出身)の受検者のうち、出願先高等学校への入学を辞退する者がある場合は、直ちに、本人及びその保護者の意思を十分確認したうえ、入学辞退者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先高等学校長へ文書により(急を要するときは、電話により連絡したのち文書により)通知するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

X 報告

高等学校長は、次により第2次募集に関する報告書を教育長、高校教育課長に提出しなければならない。ただし、第2次募集入学者選抜委員報告書については、第2次募集の入学者選抜委員が一般選抜の入学者選抜委員と変更がない場合は提出を要しない。

報 告 書 名	様 式	報告期日
1 第2次募集入学者選抜委員報告書		2月18日(水)
2 第2次募集面接計画書		3月 2日(月)
3 第2次募集入学志願許可の状況報告書	別途通知	4月 2日(木)
4 帰国生徒等の第2次募集出願状況報告書	〃	〃
5 第2次募集入学志願者数報告書	〃	〃
6 第2次募集受検者数報告書	〃	〃
7 第2次募集面接実施状況報告書	〃	〃
8 第2次募集合格者数報告書	〃	〃
9 第2次募集受検者個人別成績等一覧表	〃	〃
10 特別措置を行った第2次募集受検者に関する報告書	〃	〃

第 6 章 定時制の課程の別日程募集

三木高等学校における定時制の課程の別日程募集は次のとおりとする。

I 出願資格

別日程募集に志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 令和8年3月31日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この章において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下この章において「卒業」という。）する見込みのある者
- 2 中学校を卒業した者
- 3 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

II 募集定員

募集定員は、三木高等学校の入学定員（別に定める。）から令和8年度香川県公立高等学校入学者一般選抜の合格者数を除いた人数とする。

ただし、一般選抜の募集定員は、入学定員の80%にあたる人数とする。

III 出願方式

出願方式は、「第2章 一般選抜」のIVの例による。

ただし、令和8年度香川県公立高等学校入学者自己推薦選抜及び一般選抜による合格者並びに香川県立の併設型中学校から当該併設型高等学校への令和8年度入学予定者は出願できない。

IV 入学願書受付期間

入学願書の受付期間は、令和8年3月23日（月）、24日（火）とする。

受付時間は次のとおりとする。

3月23日、24日 9:00～16:00

V 出願手続

入学志願者は、入学願書その他の必要書類等を、在学（出身）中学校長を経由して三木高等学校長に提出して出願するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人がこれらを三木高等学校長に提出して出願するものとする。

1 入学志願者のとるべき手続

入学志願者は、次の各号の書類等をそれぞれ1通ずつ、在学（出身）中学校長に提出するものとする。書類等の大学科、小学科・コースの欄の記入は、別表「出願関係書類に係る学科一覧」のとおりである。

（1）入学願書（様式1）

（2）入学選考料

香川県証紙（950円）を入学願書の所定の欄に貼付して出願するものとする。既納の入学選考料は還付しない。

（3）住民票記載事項証明書（本人及び保護者に係るものであって、令和8年1月10日以降に作成されたものに限る。）

県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。

(4) 香川県公立高等学校入学志願許可願書(様式2)

県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時まで、あらかじめ在学(出身)中学校長を経由して三木高等学校長に提出し、入学志願の許可を得た後、これらを入学願書に添えて出願するものとする。令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

(5) 海外在住状況説明書(様式5)

帰国生徒等に限りこれを必要とする。

帰国生徒等は、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者とする。

ア 海外に継続して1年以上在住し、令和5年4月1日以降に帰国した生徒(日本での中学校生活が3年間に満たない者)

イ 昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者(中国帰国生徒)

ウ 外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和5年4月1日以降に入国した者

(6) 卒業証明書(様式任意)

令和2年3月以前に中学校を卒業した者に限りこれを必要とする。

(7) 特別措置願書(様式7)

令和2年3月以前に中学校を卒業した志願者のうち障害のある者等については、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成し、三木高等学校長に提出する。(過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり)

2 中学校長のとるべき手続

中学校長は、入学志願者から入学願書等の提出があった場合には、入学志願者から提出された入学願書等の部数の確認、記載事項に誤りのないこと、所定の事項の記入及び証明を行った後、次の各号の書類を作成し、それらを取りまとめて、入学願書受付期間内に三木高等学校長へ提出するものとする。

(1) 卒業見込証明書又は卒業証明書(様式任意)

(2) 特別措置願書(様式7)

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成する。(過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり)

(3) 出願関係書類送付書(様式8)

1通作成する。

(4) 入学志願者一覧表(様式9)

1通作成する。

3 三木高等学校長の処理すべき事務

(1) 三木高等学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押すものとする。

(2) 入学願書を受理した三木高等学校長は、中学校長を経由して入学志願者に受検票を交付する。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人に交付する。

4 入学志願者の処理すべき事務

入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真(縦4cm、横3cm)を検査等当日までに貼付しておく。

Ⅵ 検査等

1 基礎学力検査

入学志願者全員に対して、基礎学力検査を行う。

検査を実施する教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。各教科の配点は、それぞれ50点とする。

2 面接

面接は、「**第4章 面接**」に定めるところによるものとする。

3 検査等の日程

令和8年3月26日（木）

8：50～	9：05	（15分間）	点呼・注意
9：15～	9：55	（40分間）	国語（作文を含む。）
10：10～10：40	（30分間）	数学	
10：55～11：25	（30分間）	英語	
11：40～		面接	

4 検査場

三木高等学校

5 受検者の留意事項

（1）検査等の当日は、8：50までに三木高等学校に集合する。

（2）第1時限の検査については開始後20分以上、第2時限以降の検査については開始後10分以上遅刻した者は入室できない。

（3）検査実施中はやむを得ない場合を除き退室できない。

（4）当日持参すべきものは、次のとおりとする。

顔写真を貼付した受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、直線定規又はものさし、コンパス、消しゴム、鉛筆削り。なお、分度器付きの物品、計算又は翻訳の機能をもった物品、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

6 高等学校の留意事項

（1）検査等を厳正に実施するため、三木高等学校に管理委員会を設ける。

（2）管理委員長は、三木高等学校長をもってこれに充て、管理委員は、管理委員長が適当数の教員を任命する。

（3）管理委員長は、自校の管理委員のうちから、学校の実情に応じて、適当数の面接主査、面接委員及び面接運営委員を任命する。

（4）三木高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、県教育委員会と協議のうえ、適切な措置を決定するものとする。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。

（5）管理委員会は、検査実施日における検査場内の机及び掲示物について特に留意し、検査等において特別措置を必要とする志願者に対しては、適切な措置を講じなければならない。

（6）検査の答案の採点は、原則として各専門教科の担当管理委員を充てるものとし、特に採点の客観性と公平とに意を用いなければならない。

（7）その他必要な事項については、教育長が別途指示する。

Ⅶ 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

三木高等学校長は、校長を委員長とし、校長の任命にかかる適当数の教員を委員とする入学者選抜委員会を設けて、入学者の選抜を行う。

三木高等学校長は、入学者選抜委員について、令和8年2月18日（水）までに、その職、

氏名を教育長に報告しなければならない。

2 選抜の基本方針

- (1) 三木高等学校長は、基礎学力検査の結果及び面接の結果を資料とし、三木高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。
- (2) 面接の結果を選抜の資料とするにあたっては、入学志願者の長所が特に顕著に認められる場合、これを評価する。
- (3) 帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする。

Ⅷ 合格者の発表

1 発表の日時

令和8年3月30日(月) 9:30

2 発表の場所

三木高等学校

3 発表の方法

合格者の受検番号を掲示する。

※ 三木高等学校のホームページにおいても、同日10:00～16:00の間、合格者の受検番号を掲載する。

Ⅸ 入学辞退者の通知

中学校長は、自校在学(出身)の受検者のうち、三木高等学校への入学を辞退する者がある場合は、直ちに、本人及びその保護者の意思を十分確認したうえ、入学辞退者の中学校名、受検番号及び氏名を三木高等学校長へ文書により(急を要するときは、電話により連絡したのち文書により)通知するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

X 報告

三木高等学校長は、次により別日程募集に関する報告書を教育長、高校教育課長に提出しなければならない。ただし、別日程募集入学者選抜委員報告書については、別日程募集の入学者選抜委員が一般選抜の入学者選抜委員と変更がない場合は提出を要しない。

報 告 書 名	様 式	報告期日
1 別日程募集入学者選抜委員報告書		2月18日(水)
2 別日程募集面接計画書		3月 2日(月)
3 別日程募集入学志願許可の状況報告書	別途通知	4月 2日(木)
4 帰国生徒等の別日程募集出願状況報告書	〃	〃
5 別日程募集入学志願者数報告書	〃	〃
6 別日程募集受検者数報告書	〃	〃
7 別日程募集面接実施状況報告書	〃	〃
8 別日程募集合格者数報告書	〃	〃
9 別日程募集受検者個人別成績等一覧表	〃	〃
10 特別措置を行った別日程募集受検者に関する報告書	〃	〃

第 7 章 定時制の課程の秋季募集

三木高等学校及び丸亀高等学校における定時制の課程の秋季募集は次のとおりとする。

I 出願資格

秋季募集に志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この章において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下この章において「卒業」という。）した者
- 2 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

II 募集定員

募集定員は、令和8年5月末までに発表する予定である。

III 出願方式

- 1 県外からの入学志願者は、学区制規則に基づいて出願するものとする。
なお、出願に際して学区制規則に定める出願方法の制限を免れる等の不正の事実があったときは、高等学校長は入学後においても、入学の取消し等の措置をとることができる。
- 2 入学願書その他の必要書類が、入学願書受付締切時刻までに入学志願校に到着していない入学志願者は、入学者選抜を受けることができない。

IV 入学願書受付期間

入学願書の受付期間は、令和8年9月9日（水）～9月11日（金）とする。

受付時間は次のとおりとする。

9月9日、10日	13:00～20:00
9月11日	13:00～16:00

V 出願手続

- 1 入学志願者のとるべき手続
 - (1) 入学志願者は、次の書類等を、志願先高等学校長に提出して出願するものとする。書類等の大学科、小学科・コースの欄の記入は、別表「出願関係書類に係る学科一覧」のとおりである。
 - A 入学願書（様式1）
 - I 入学選考料
香川県証紙（950円）を入学願書の所定の欄に貼付して出願するものとする。既納の入学選考料は還付しない。
 - U 中学校の卒業証明書（様式任意）
 - E 住民票記載事項証明書（本人及び保護者に係るものであって、令和8年8月1日以降に作成されたものに限る。）
県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。
 - (2) 入学志願者は、次の書類を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出して出願するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。
 - A 香川県公立高等学校入学志願許可願書（様式2）
県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時まで、あらかじめ出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。入学志願の許可を得た後、これの志願先高

等中学校長への再提出を、出身中学校長に依頼する。

イ 海外在住状況説明書（様式5）

帰国生徒等に関しこれを必要とする。入学志願者は、出身中学校長にこれの証明を依頼する。帰国生徒等は、次の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかに該当する者とする。

（ア）海外に継続して1年以上在住し、令和5年4月1日以降に帰国した生徒（日本での中学校生活が3年間に満たない者）

（イ）昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者（中国帰国生徒）

（ウ）外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和5年4月1日以降に帰国した者

ウ 特別措置願書（様式7）

障害があること等により、受検上の特別な配慮が必要な者に限りこれを必要とする。入学志願者は、出身中学校長にこれの作成を依頼する。（過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり）

2 中学校長のとるべき手続

中学校長は、入学志願者から出願の申出があった場合には、次の各号の書類を作成し、それらを取りまとめて、入学願書受付期間内に志願先高等学校長へ提出するものとする。

（1）香川県公立高等学校入学志願許可願書（様式2）

入学志願者からこれが提出された場合は、記載事項に誤りのないこと等を確認し、所定の事項の記入及び証明を行い、これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時まで、あらかじめ志願先高等学校長に提出する。入学志願の許可を得た後、これを志願先高等学校長に再提出する。

（2）海外在住状況説明書（様式5）

入学志願者からこれが提出された場合は、記載事項に誤りのないこと等を確認し、所定の事項の記入及び証明を行う。

（3）特別措置願書（様式7）

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成する。（過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり）

3 高等学校長の処理すべき事務

（1）高等学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押すものとする。

（2）入学願書を受理した高等学校長は、入学志願者に受検票を交付する。

4 入学志願者の処理すべき事務

入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真（縦4cm、横3cm）を検査等当日までに貼付しておく。

VI 検査等

1 基礎学力検査

入学志願者全員に対して、基礎学力検査を行う。

検査を実施する教科は、国語、数学及び外国語（英語）とする。各教科の配点は、それぞれ50点とする。

2 面接

面接は、「第4章 面接」に定めるところによるものとする。

3 検査等の日程

令和8年9月19日（土）

8：50～	9：05	（15分間）	点呼・注意
9：15～	9：55	（40分間）	国語（作文を含む。）
10：10～	10：40	（30分間）	数学
10：55～	11：25	（30分間）	英語
11：40～			面接

4 検査場

出願先高等学校

5 受検者の留意事項

- (1) 検査等の当日は、8：50までに出願先高等学校に集合する。
- (2) 第1時限の検査については開始後20分以上、第2時限以降の検査については開始後10分以上遅刻した者は入室できない。
- (3) 検査実施中はやむを得ない場合を除き退室できない。
- (4) 当日持参すべきものは、次のとおりとする。

顔写真を貼付した受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、直線定規又はものさし、コンパス、消しゴム、鉛筆削り。なお、分度器付きの物品、計算又は翻訳の機能をもった物品、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

6 高等学校の留意事項

- (1) 検査等を厳正に実施するため、秋季募集を行う高等学校に管理委員会を設ける。
- (2) 管理委員長は、各高等学校長をもってこれに充て、管理委員は、管理委員長が適当数の教員を任命する。
- (3) 管理委員長は、自校の管理委員のうちから、学校の実情に応じて、適当数の面接主査、面接委員及び面接運営委員を任命する。
- (4) 高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、県教育委員会と協議のうえ、適切な措置を決定するものとする。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。
- (5) 管理委員会は、検査実施日における検査場内の机及び掲示物について特に留意し、検査等において特別措置を必要とする志願者に対しては、適切な措置を講じなければならない。
- (6) 検査の答案の採点は、原則として各専門教科の担当管理委員を充てるものとし、特に採点の客観性と公平とに意を用いなければならない。
- (7) その他必要な事項については、教育長が別途指示する。

Ⅶ 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

秋季募集を行う高等学校長は、校長を委員長とし、校長の任命にかかる適当数の教員を委員とする入学者選抜委員会を設けて、入学者の選抜を行う。

高等学校長は、入学者選抜委員について、令和8年9月4日（金）までに、その職、氏名を教育長に報告しなければならない。

2 選抜の基本方針

- (1) 高等学校長は、基礎学力検査の結果及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。
- (2) 面接の結果を選抜の資料とするにあたっては、入学志願者の長所が特に顕著に認められる場合、これを評価する。
- (3) 帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする。

Ⅷ 合格者の発表

1 発表の日時

令和8年9月28日(月) 13:00

2 発表の場所

出願先高等学校

3 発表の方法

合格者の受検番号を掲示する。

※ 各高等学校のホームページにおいても、同日13:30～16:00の間、合格者の受検番号を掲載する。

Ⅸ 入学辞退者の通知

中学校長は、自校出身の受検者のうち、出願先高等学校への入学を辞退する者がある場合は、直ちに、本人及びその保護者の意思を十分確認したうえ、入学辞退者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先高等学校長へ文書により（急を要するときは、電話により連絡したのち文書により）通知するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

X 報告

高等学校長は、次により秋季募集に関する報告書を教育長、高校教育課長に提出しなければならない。

報 告 書 名	様 式	報告期日
1 秋季募集入学者選抜委員報告書		9月 4日(金)
2 秋季募集面接計画書		〃
3 秋季募集入学志願許可の状況報告書	別途通知	10月 2日(金)
4 帰国生徒等の秋季募集出願状況報告書	〃	〃
5 秋季募集入学志願者数報告書	〃	〃
6 秋季募集受検者数報告書	〃	〃
7 秋季募集面接実施状況報告書	〃	〃
8 秋季募集合格者数報告書	〃	〃
9 秋季募集受検者個人別成績等一覧表	〃	〃
10 特別措置を行った秋季募集受検者に関する報告書	〃	〃

第 8 章 通信制の課程の募集

高松高等学校及び丸亀高等学校における通信制の課程の募集は次のとおりとする。

I 出願資格

通信制の課程の募集に志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 令和8年3月31日までに、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下この章において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下この章において「卒業」という。）する見込みのある者
- 2 中学校を卒業した者
- 3 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

II 募集定員

募集定員は、別に定める。

III 出願方式

- 1 県外からの入学志願者は、学区制規則に基づいて出願するものとする。
なお、出願に際して学区制規則に定める出願方法の制限を免れる等の不正の事実があったときは、高等学校長は入学後においても、入学の取消し等の措置をとることができる。
- 2 入学志願者の出願できる通信制の課程の高等学校は1校とする。
ただし、令和8年度香川県公立高等学校入学者自己推薦選抜による合格者及び香川県立の併設型中学校から当該併設型高等学校への令和8年度入学予定者並びに令和8年度香川県公立高等学校入学者一般選抜への出願者は出願できない。
なお、一般選抜への出願者が不合格になった場合は出願できる。
- 3 入学願書その他の必要書類が、入学願書受付締切時刻までに入学志願校に到着していない入学志願者は、入学者選抜を受けることができない。

IV 入学願書受付期間

入学願書の受付期間は、令和8年3月1日（日）～3月20日（金）とする。

ただし、3月5日（木）、6日（金）、8日（日）～11日（水）は除く。

受付時間は次のとおりとする。

3月 1日～ 4日	9：00～16：00
3月 7日	9：00～13：00
3月12日～19日	9：00～16：00
3月20日	9：00～13：00

V 出願手続

- 1 入学志願者のとるべき手続
 - (1) 入学志願者は、次の書類等を、志願先高等学校長に提出して出願するものとする。
 - ア 入学願書（志願先高等学校所定の用紙とする。）
 - イ 入学選考料
香川県証紙（480円）を入学願書の所定の欄に貼付して出願するものとする。既納の入学選考料は還付しない。
 - ウ 住民票記載事項証明書（本人及び保護者に係るものであって、令和8年1月10日以降に作成されたものに限る。）

県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。

エ 卒業証明書（様式任意）

令和2年3月以前に中学校を卒業した者に限りこれを必要とする。

オ 志望理由書

主題を「高等学校通信制課程に入学を志望する理由」とし、400字詰原稿用紙3枚に自筆で書く。

カ 返信用封筒

封筒に志願者の連絡先を書き、指定の金額の切手を貼付する。封筒は各学校で指定する。

キ その他

その他必要に応じて志願先高等学校長が指示する。

- (2) 入学志願者は、次の書類を、在学（出身）中学校長を経由して志願先高等学校長に提出して出願するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

ア 調査書（様式6）

令和2年4月以降に中学校を卒業した者（卒業見込みの者を含む）に限りこれを必要とする。入学志願者は、在学（出身）中学校長にこれの作成を依頼する。ただし、令和3年3月以前に中学校を卒業した入学志願者は、様式6-2による作成を依頼する。

イ 香川県公立高等学校入学志願許可願書（様式2）

県外からの入学志願者は、学区制規則第6条によりこれを必要とする。これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時までに、あらかじめ在学（出身）中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。入学志願の許可を得た後、これの志願先高等学校長への再提出を、在学（出身）中学校長に依頼する。

ウ 海外在住状況説明書（様式5）

帰国生徒等に限りこれを必要とする。入学志願者は、在学（出身）中学校長にこれの証明を依頼する。

帰国生徒等は、次の（ア）、（イ）、（ウ）のいずれかに該当する者とする。

（ア）海外に継続して1年以上在住し、令和5年4月1日以降に帰国した生徒（日本での中学校生活が3年間に満たない者）

（イ）昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者（中国帰国生徒）

（ウ）外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として令和5年4月1日以降に帰国した者

エ 特別措置願書（様式7）

障害があること等により、受検上の特別な配慮が必要な者に限りこれを必要とする。入学志願者は、在学（出身）中学校長にこれの作成を依頼する。（過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり）

2 中学校長のとるべき手続

中学校長は、入学志願者から出願の申出があった場合には、次の各号の書類を作成し、それらを取りまとめて、入学願書受付期間内に志願先高等学校長へ提出するものとする。

(1) 調査書（様式6）

調査書の作成要領（第3章のⅢ）に定めるところにより、令和2年4月以降に中学校を卒業した（卒業見込みの者を含む）入学志願者1人につき1通作成する。ただし、令和3年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、様式6-2により作成する。

(2) 香川県公立高等学校入学志願許可願書(様式2)

入学志願者からこれが提出された場合は、記載事項に誤りのないこと等を確認し、所定の事項の記入及び証明を行い、これに保護者の転勤等やむを得ない事情を証明する書類を添えて、入学願書提出時まで、あらかじめ志願先高等学校長に提出する。入学志願の許可を得た後、これを志願先高等学校長に再提出する。

(3) 海外在住状況説明書(様式5)

入学志願者からこれが提出された場合は、記載事項に誤りのないこと等を確認し、所定の事項の記入及び証明を行う。

(4) 特別措置願書(様式7)

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合に作成する。(過去に配慮した例は、別表「学力検査等における特別措置」のとおり)

3 高等学校長の処理すべき事務

(1) 高等学校長は、入学願書等の提出を受けたとき、出願関係書類が適正であると認められる場合には、これを受理し、入学願書の所定の欄に受理した旨を表す印を押すものとする。

(2) 入学願書を受理した高等学校長は、入学志願者に受検票を交付する。

4 入学志願者の処理すべき事務

入学志願者は、交付を受けた受検票の所定の欄に、出願前6か月以内に撮影した顔写真(縦4cm、横3cm)を作文等当日までに貼付しておく。

VI 作文等

1 作文

入学志願者全員に対して、作文を行う。

2 面接

面接は、「**第4章 面接**」に準ずるものとする。

3 作文等の日程

令和8年3月8日(日)又は令和8年3月21日(土)の指定されたいずれかの日
実施日時については、入学志願者個々に通知する。

4 検査場

出願先高等学校

5 携帯品

顔写真を貼付した受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、鉛筆削り。

なお、携帯電話等の通信の機能をもった物品は持参してはならない。

6 高等学校の留意事項

(1) 作文等を厳正に実施するため、通信制の課程の募集を行う高等学校に管理委員会を設ける。

(2) 管理委員長は、各高等学校長をもってこれに充て、管理委員は、管理委員長が適当数の教員を任命する。

(3) 管理委員長は、自校の管理委員のうちから、学校の実情に応じて、適当数の面接主査、面接委員及び面接運営委員を任命する。

(4) 高等学校長は、作文等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、県教育委員会と協議のうえ、適切な措置を決定するものとする。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。

(5) 管理委員会は、作文等において特別措置を必要とする志願者に対しては、適切な措置を講じなければならない。

(6) 管理委員は、作文の採点の客観性と公平とに意を用いなければならない。

(7) その他必要な事項については、教育長が別途指示する。

Ⅶ 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

通信制の課程の募集を行う高等学校長は、校長を委員長とし、校長の任命にかかる適当数の教員を委員とする入学者選抜委員会を設けて、入学者の選抜を行う。

高等学校長は、入学者選抜委員について、令和8年2月18日（水）までに、その職、氏名を教育長に報告しなければならない。

2 選抜の基本方針

- (1) 高等学校長は、作文の結果及び面接の結果、中学校長から送付された調査書その他必要な書類を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行う。
- (2) 面接の結果を選抜の資料とするにあたっては、入学志願者の長所が特に顕著に認められる場合、これを評価する。
- (3) 特別活動の記録など調査書の学習の記録以外の記載事項についても、可否の判定をするにあたっては、これを十分尊重する。
- (4) 帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする。

Ⅷ 選抜の結果の通知

入学志願者個々に、令和8年3月25日（水）に、郵便により発送する。

※ 各高等学校のホームページにおいても、同日10:00～16:00の間、合格者の受検番号を掲載する。

Ⅸ 入学辞退者の通知

中学校長は、自校在学（出身）の受検者のうち、出願先高等学校への入学を辞退する者がある場合は、直ちに、本人及びその保護者の意思を十分確認したうえ、入学辞退者の中学校名、受検番号及び氏名を出願先高等学校長へ文書により（急を要するときは、電話により連絡したのち文書により）通知するものとする。ただし、令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行う。

X 報告

高等学校長は、次により通信制の課程の募集に関する報告書を教育長、高校教育課長に提出しなければならない。

報 告 書 名	様 式	報告期日
1 通信制課程入学者選抜委員報告書		2月18日（水）
2 通信制課程入学志願許可の状況報告書	別途通知	4月 2日（木）
3 帰国生徒等の通信制課程出願状況報告書	〃	〃
4 通信制課程入学志願者数報告書	〃	〃
5 通信制課程受検者数報告書	〃	〃
6 通信制課程合格者数報告書	〃	〃
7 特別措置を行った通信制課程受検者に関する報告書	〃	〃

第 9 章 そ の 他

この細目に定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

受 理 印

入 学 願 書

令和 年 月 日

香 川 県 証 紙

香川県

高等学校長 殿

(出願者は消印しないこと)

志願者氏名

(志願者本人がペン書きするものとする)

保護者氏名

(保護者本人がペン書きするものとする)

私は、下記のとおり貴校に入学したいので、保護者と連署のうえ、入学選考料を添えて出願します。

記

志願者顔写真

(4cm×3cm)

出願前6か月以内

に撮影したもの

(写真の裏に氏名を)

記入しておくこと

志願者	ふりがな氏名			昭和 平成	年 月 日生
	現住所				
	在学(出身)中学校	平成 令和	年 月	中学校	卒業見込 卒業
保護者	ふりがな氏名				
	現住所				
志望	課程等	学 校	課 程	大 学 科	小学科・コース
第1志望		高等学校	制	科	科 コース
第2志望			制	科	A 科 コース
					B 科 コース

- (注) 1 卒業見込、卒業の別等については、該当事項を○で囲むこと。
 2 保護者の欄は、志願者が成年に達しているときは記入しなくてよい。
 3 大学科、小学科・コースの欄の記入は、別表「出願関係書類に係る学科一覧」のとおりである。
 4 第2志望がないときは、第2志望の課程、大学科、小学科・コースの各欄を斜線で抹消すること。
 5 令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については、本人が手続を行うこと。

香川県公立高等学校入学志願許可願書				
令和 年 月 日				
香川県		高等学校長 殿		
志願者氏名				
(志願者本人がペン書きするものとする)				
保護者氏名				
(保護者本人がペン書きするものとする)				
私は、今回下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、許可してくださるようお願いします。				
記				
志願者	氏名			
	現住所			
	在学(出身)中学校	平成 令和 年 月	中学校	卒業見込 卒業
保護者	氏名			
	現住所			
志望校	学校名	課程	大学科	小学科・コース
	高等学校	制	科	科 コース
やむを得ない事情に関する説明 (具体的に詳記すること)				
上記の事情に相違ないことを証明します。				
令和 年 月 日				
中学校長 氏名				印

入 学 志 願 許 可 書				
上記の願いを許可します。なお、上記のやむを得ない事情が事実には反するときは、入学許可後であっても入学を取り消す等のことがあります。				
令和 年 月 日				
高等学校長 氏名				印

自 己 P R 書

令和 年 月 日

香川県

高等学校長 殿

志願者氏名

(志願者本人がペン書きするものとする)

私は、次のとおり自己PRします。

記

1 志願する小学科と求める生徒像の該当項目

小 学 科	求める生徒像の該当項目

(注) 求める生徒像の該当項目については、求める生徒像の項目が1つであったり、全ての項目に該当することが求められたりしている小学科を志望している場合は斜線を引く。

2 志望校・志望学科に魅力を感じた理由と高校入学後に特に取り組みたいこと

<裏面も記入すること>

3 中学校時代に学校内・学校外で特に興味や関心を持って取り組んできたこと

4 高校卒業後の進路について考えていること

5 自分について特にアピールしたいこと

自己PR書（様式3）の記入上の注意等

I 全般的なこと

様式は、表面と裏面をA4判用紙1枚に両面印刷して用いる。

II 自署による記入が必要な項目

「日付」及び「志願者氏名」は、志願者本人がペン書きするものとする。（自署による記入をコピーしたものを提出することは不可）

III 「記」以下の項目の記入について

志願者本人によるペン書きに加え、ワープロによる記入と鉛筆書きしたもののコピーも可とする。

なお、ワープロによる記入の際には次の事項に留意すること。

- （1）文字の大きさは全角14ポイント、書体は明朝体とする。
- （2）所定の様式（枠の大きさ、文字等）の改変や追加は禁止する。

IV 「1 志願する小学科と求める生徒像の該当項目」の記入について

「求める生徒像の該当項目」の欄について、求める生徒像の項目が1つであったり、全ての項目に該当することが求められたりしている小学科を志望している場合は斜線を引く。

—— 観音寺総合高等学校の入学志願者の記入について ——

観音寺総合高等学校の入学志願者については、次の要領に従って記入すること。

- （1）「小学科」の欄について、総合学科の志望者のうち、2年次に商業系列又は食物系列のいずれかを選択することを明確に志望する者は、「総合学科（商業系列）」又は「総合学科（食物系列）」と記入すること。それ以外の者は、「総合学科（／）」と記入すること。
- （2）「求める生徒像の該当項目」の欄について、機械科、電気科、電子科、総合学科いずれの志望者も、「a」又は「b」のいずれか一方を記入すること。（「a」及び「b」の両方を記入することは認めない。）

音楽科適性検査選択課題選択届出書

令和 年 月 日

香川県

高等学校長 殿

志願者氏名

（志願者本人がペン書きするものとする）

保護者氏名

（保護者本人がペン書きするものとする）

私は、選択課題について、下記のとおり選択します。

記

志願者	氏 名		受検番号	※
	在学(出身)中学校	中学校 卒業見込 卒 業		
選 択 別	a 声 楽			
	b 器 楽（楽器名 ）			
曲 名				
作 曲 者 名				

- （注） 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「選択別」は、「a 声楽」又は「b 器楽」を○で囲むこと。
- 3 「曲名」を記入する際、ピアノを選択した者で、ソナタを演奏する場合には、作品番号と楽章を記入すること。
- 4 伴奏については、「a 声楽」を選択した者のみとし、必ず伴奏譜（移調している場合は、その調の伴奏譜）を添えて提出すること。

海外在住状況説明書

令和 年 月 日

香川県

高等学校長 殿

志願者氏名

(志願者本人がペン書きするものとする)

保護者氏名

(保護者本人がペン書きするものとする)

海外在住状況は次のとおりです。

1 海外在住地名

2 海外在住期間 年 月 日～ 年 月 日

3 学校教育歴

学 校 名	所在地 (国名・都市名)	期 間
備 考		

(注) 備考欄には、特に参考となることについて記入すること。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校長 氏名

中学校長の意見

調 査 書										調 査 書 番 号		中 学 校 番		受 検 番 号		※								
(1) 学 籍 の 記 録	生 徒										保 護 者													
	ふりがな氏 名		平成 年 月 日生						性別		ふりがな氏 名													
	現住所								現住所															
	平成 年 月 日 入学 令和 年 月 日 転入学 編入学						令和 年 月 日 卒業見込 卒 業																	
	(転入学・編入学の事情)						(卒業後の状況)																	
(2) 各 教 科 の 学 習 の 記 録	観 点 別 学 習 の 状 況	教科 観点	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術・ 家 庭	外 国 語	必 修 教 科 の 評 定	教科 学年	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術・ 家 庭	外 国 語	計	
		I											1											a
		II											2											b
		III											3											c
		III											3											d
	備 考												a+b+2(c+d)											
(3) 総合的な学習 の時間の記録																								
(4) 特 別 活 動 の 記 録	観 点									活 動 の 状 況	内 容 評 価		備 考											
											学 級 活 動													
											生徒会活動													
											学 校 行 事													
(5) 行動の記録 (第3学年)	基本的な生活習慣				健康・体力 の 向 上				自 主 ・ 自 律				責 任 感				創 意 工 夫							
	思 い や り ・ 協 力				生 命 尊 重 ・ 自 然 愛 護				勤 労 ・ 奉 仕				公 正 ・ 公 平				公 共 心 ・ 公 徳 心							
(6) 出 欠 の 記 録	区分 学年	欠席日数		欠席の理由、その他特記すべき事項										(7) そ の 他 の 活 動 の 記 録										
		1																						
		2																						
		3																						
(8) 人物、適性 等に関する 所 見																								
記載責任者氏名												上の記載事項に相違ありません。												

令和 年 月 日 中学校名

校長氏名

印

調査書

(令和3年3月以前に中学校を卒業した入学志願者用)

受検番号

※

(1) 学籍の記録	生徒										保護者													
	ふりがな氏名		平成 年 月 日生						性別	ふりがな氏名														
	現住所								現住所															
	平成 令和 年 月 日 入学転入学編入学						平成 令和 年 月 日 卒業																	
	(転入学・編入学の事情)						(卒業後の状況)																	
(2) 各教科の学習状況の記録	観点別学習状況	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	必修	教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	計	
		I											1											a
		II											2											b
		III											3											c
		IV																						d
		V											備考	a+b+2(c+d)										
(3) 総合的な学習の時間の記録																								
(4) 特別活動の記録	観点									活動の状況	内容	評価	備考											
											学級活動													
											生徒会活動													
											学校行事													
(5) 行動の記録(第3学年)	基本的な生活習慣				健康・体力向上				自主・自律				責任感				創意工夫							
	思いやり・協力				生命尊重・自然愛護				勤労・奉仕				公正・公平				公共心・公德心							
(6) 出欠の記録	区分学年	欠席日数	欠席の理由、その他特記すべき事項										(7) その他の活動の記録											
		1																						
		2																						
		3																						
(8) 人物、適性等に関する所見																								
記載責任者氏名												上の記載事項に相違ありません。												

令和 年 月 日 中学校名

校長氏名

印

特 別 措 置 願 書

令和 年 月 日

香川県 高等学校長 殿

中学校長 氏名 印

志願者氏名 _____（性別 _____）

上記の志願者に対し、下記により、受検上の特別な措置をお願いします。

記

1 障害の状況等

2 中学校等での定期考査や授業等における配慮事項

3 希望する措置事項

4 その他

(注) 1 「1 障害の状況等」，「2 中学校等での定期考査や授業等における配慮事項」，「3 希望する措置事項」については，具体的に記入すること。
2 「4 その他」については，特記すべきことがある場合，記入すること。
3 「個別の指導計画」，「個別の教育支援計画」を作成している場合は，保護者の了解を得たうえで添付すること。
4 令和2年3月以前に中学校を卒業した入学志願者については，原則として障害の程度等を証明できる資料を添付すること。

出 願 関 係 書 類 送 付 書

令和 年 月 日

香川県

高等学校長 殿

中学校長 氏名



入学志願者一覧表（様式9）に記載の者にかかる出願関係書類を送付します。

なお、これらの貴校入学志願者の課程別、学科別及び男女の内訳数は下記のとおりです。

記

課 程	大学科（小学科・コース）	男	女	合 計
合 計				

（注） 大学科（小学科・コース）の欄は、普、普・理、農、工、商、水、家、看、情、福、音、美、外、文、総の順序により、普（特進）、普・理（普・理）、農（生経）、工（工化）のように、大学科（小学科・コース）の順に略記すること。

入 学 志 願 者 一 覧 表

（ ） 高等学校あて （ ） 中学校 （ ） 枚中の （ ） 枚目

全日制・定時制

番 号	大学科(小学科・コース)	氏 名	性 別	調査書 番 号	備 考
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		

(注) 1 大学科(小学科・コース)の欄は、普、普・理、農、工、商、水、家、看、情、福、音、美、外、文、総の順序により、普(特進)、普・理(普・理)、農(生経)、工(工化)のように、大学科(小学科・コース)の順に略記すること。

2 性別の欄は、男女のいずれかを○で囲むこと。

3 備考の欄は、第2志望のある受検生については、第2志望の学科を上記1に従って記入すること。

過年度卒業者については、中学校卒業の年月を「○年○月卒」のように記入すること。

全国からの生徒募集の受検生については、「全国募集」と記入すること。

自己推薦選抜における普通科・理数科への他学区からの受検生については、「他学区」と記入すること。

(ただし、志願先高等学校長からやむを得ない事情があるとして志願許可を得た者は除く。)

学 習 成 績 等 分 布 表

（ ） 中学校

区 分	必 修 教 科 の 評 定								
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術・家 庭	外 国 語
5									
4									
3									
2									
1									
計									

令和 年 月 日

区 分	特 別 活 動 の 評 価		
	学 級 活 動	生 徒 会 活 動	学 校 行 事
◎			
○			
空 欄			
計			

____中学校長 氏名



- (注) 1 必修教科の評定は、第3学年の評定とすること。
- 2 特別活動の評価は、第3学年の活動状況に第1学年及び第2学年の活動状況を加味した評価とすること。

追 檢 查 受 檢 願

令和 年 月 日

香川県 高等学校長 殿

受検番号 ()

志願者氏名

(志願者本人がペン書きするものとする)

保護者氏名

(保護者本人がペン書きするものとする)

次の理由により、学力検査・適性検査・面接を欠席しましたので、追検査を受検できるようにお願いします。

理由

--

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

中学校長 氏名



- (注) 1 学力検査、適性検査、面接のうち、該当する項目を○で囲むこと。
2 理由の欄は、受検できなかった理由を具体的に記入すること。
3 追検査受検願と併せて、受検できなかった理由を証明できる書類（医師の診断書等※）を添付して、中学校長から志願先の高等学校長へ提出すること。

※ 医師の診断書に代えて、医療機関を受診した際の領収証や診療明細書（写しでも可）など、医療機関を受診したことがわかる書類についても可能とする。なお、受検できなかった理由を証明できる書類を添付することができない場合については、追検査受検願における中学校長の証明をもって追検査受検願を提出することができるものとする。

追 検 査 受 検 許 可 書

令和 年 月 日

受 検 番 号	
志願者氏名	

追学力検査 ・ 追適性検査 ・ 追面接 の受検を許可します。

令和 年 月 日

香川県 _____ 高等学校長 氏名



- (注) 1 高等学校長は追学力検査，追適性検査，追面接のうち，該当する項目を○で囲むこと。
2 追検査を受検する者は，追検査受検許可書を持参すること。

入 学 希 望 通 知 書

中 学 校 長 確 認 印	
併願者調査書の 番 号	

令和 年 月 日

香川県 高等学校長 殿

志願者 受検番号
氏 名
(志願者本人がペン書きするものとする)
保護者 氏 名
(保護者本人がペン書きするものとする)

私は、下記の学校に合格しましたが、当該学校には入学する意思はなく、貴校に入学を希望しています。
なお、下記の学校に対する入学辞退の手続きは、令和 年 月 日にまちがいなく終わりました。

記

	公 立 高 等 学 校 以 外 の 合 格 学 校 名
A	
B	

(注) 1 併願者調査書の番号の欄には、同調査書に記載した通し番号を転記すること。
2 合格学校が2校以上あるときは、そのすべてを記載し、1校のみの場合は、B欄を斜線で抹消すること。

併 願 者 調 査 書

令和 年 月 日

香川県 高等学校長 殿

中学校長 氏 名 印
調査書作成者 職 氏名

下記のとおり併願者の氏名等を報告します。

記

番 号	ふ り が な 氏 名	出 願 先 公立高校名・ 受 検 番 号	左の公立高校へ の入学意思の 有無	公立高校以外の合格校名	
				A	B
1					
2					
3					
4					
5					
6					

- (注) 1 出願先公立高校名・受検番号の欄は、上段に略称校名を、下段に受検番号を記入すること。
2 入学意思の有無の欄は、入学意思の有無に応じて「有」または「無」と記入すること。
3 合格校名の欄は、合格校が1校の場合にはA欄に記入して、B欄は斜線で抹消すること。合格校名は、香川高専、新居浜高専、弓削高専と略記すること。
4 この調査書の通し番号を、入学希望通知書(様式13)の所定欄に転記すること。

別 表

令和８年度 全国からの生徒募集における合格者数の上限

全日制課程

高等学校	大学科	小学科・コース	合格者数の上限 (自己推薦選抜・一般選抜★)		募集の対象とする者	
				うち自己 推薦選抜	県外の自宅から通学する ことを予定している者	志願者のみが県内に転住 することを予定している者
小豆島中央	普通科	特進コース	10	—	○	○
		普通コース		—	○	○
三本松	普通科、理数科	普通科、理数科	※ 10	6	○	○
石田	農業科	生産経済科	2	1	○	—
		園芸デザイン科	2	1	○	—
		農業土木科	2	1	○	—
	家庭科	生活デザイン科	2	1	○	—
志度	工業科	電子機械科	3	2	○	○
		情報科学科	3	2	○	○
	商業科	商業科	4	2	○	○
津田	普通科	普通科	5	3	○	○
三木	文理科	文理科	3	1	○	—
	総合学科	総合学科	3	1	○	—
高松	普通科	普通科	4	—	○	—
高松工芸	工業科	機械科	2	1	○	—
		電気科	2	1	○	—
		工業化学科	2	1	○	—
		建築科	2	1	○	—
		デザイン科	1	—	○	○
		工芸科	1	—	○	○
	美術科	美術科	2	1	○	○
高松商業	商業科	商業科	12	10	○	○
	情報科	情報数理科	2	1	○	○
高松東	普通科	普通科	4	2	○	—
高松南	普通科	普通科	8	4	○	○
高松西	普通科	普通科	5	3	○	○
高松北	普通科	普通科	10	8	○	○
香川中央	普通科	普通科	4	3	○	○
高松桜井	普通科	普通科	3	—	○	—
農業経営	農業科	農業生産科、環境園芸科 動物科学科、食農科学科	※ 16	8	○	—
坂出商業	商業科	商業科	4	2	○	—
	情報科	情報技術科	2	1	○	—
坂出	普通科	普通科	10	5	○	—
	音楽科	音楽科	10	8	○	○
坂出工業	工業科	機械科	3	2	○	○
		電気科	3	2	○	○
		化学工学科	3	2	○	○
		建築科	3	2	○	○
丸亀	普通科	普通科	5	—	○	—
飯山	総合学科	総合学科	4	2	○	—
丸亀城西	普通科	普通科	5	3	○	—
善通寺第一	普通科	普通科	4	1	○	—
	工業科	デザイン科	3	1	○	—
琴平	普通科	普通科	10	5	○	○
多度津	工業科	機械科	3	2	○	○
		電気科	3	2	○	○
		土木科	3	2	○	○
		建築科	3	2	○	○
	水産科	海洋技術科	5	4	○	○
		海洋生産科	5	4	○	○
笠田	農業科	農産科学科	4	2	○	—
		植物科学科	4	2	○	—
		食品科学科	4	2	○	—
	家庭科	生活デザイン科	4	2	○	—
高瀬	普通科	普通科	10	5	○	—
観音寺第一	普通科、理数科	普通科、理数科	※ 12	11	○	○
観音寺総合	工業科	機械科	4	2	○	○
		電気科	4	2	○	○
		電子科	4	2	○	○
	総合学科	総合学科	16	12	○	○
高松第一	普通科	普通科	5	—	○	—
	音楽科	音楽科	7	5	○	○
合 計			298	164		

(備考) ★印 一般選抜の合格者数の上限は、全体の合格者数の上限から自己推薦選抜の合格者数を差し引いた数とする。

※印 くくり募集

別 表

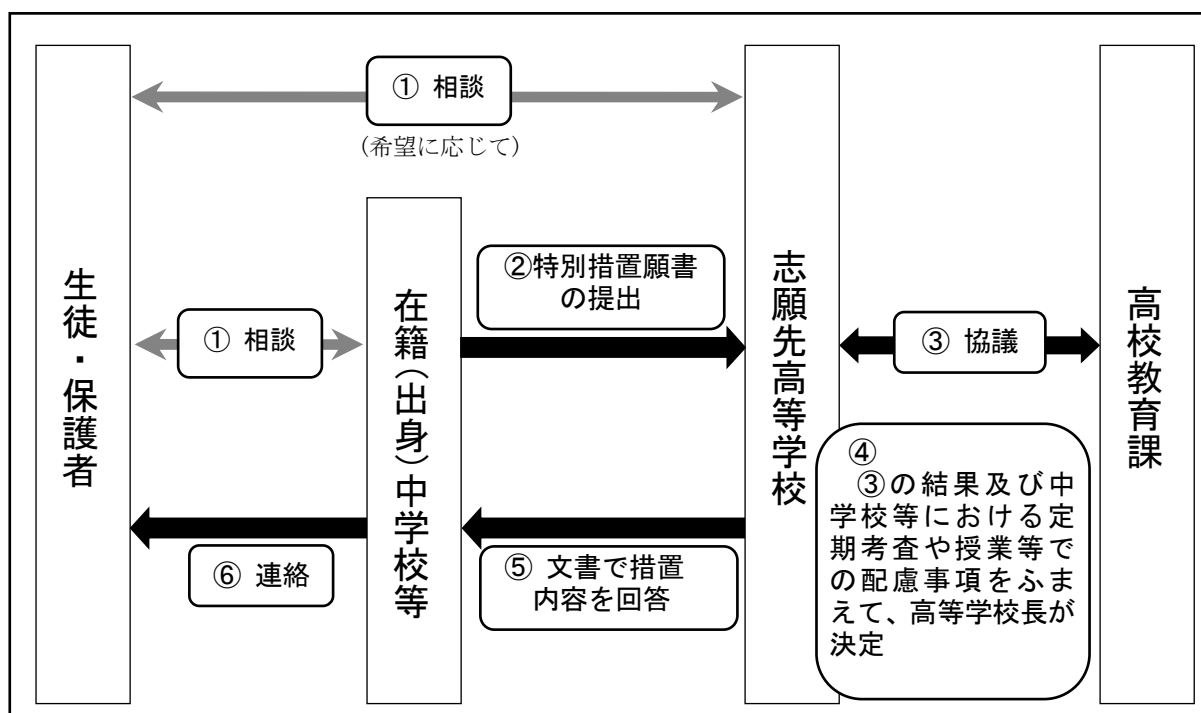
障害のある生徒等に対する配慮について

障害のある生徒等が公立高等学校に入学を希望する場合において、志願先高等学校、高校教育課、在籍（出身）中学校等と受検上の特別な配慮や入学後の学校生活における配慮について相談することができます。

1 学力検査等における特別措置

障害のある入学志願者等について、受検上の特別な配慮が必要な場合は、中学校等と十分に相談し、以下の手続きをとってください。その際に、希望に応じて志願先高等学校に直接相談することもできます。

手続きの流れは、下の図の通りです。



※ 出願後に受検上の特別な配慮が必要になった場合は、その限りではありません。

また、中学校等を卒業して5年を経過した入学志願者は、志願者本人が特別措置願書を作成し、志願先高等学校に提出してください。

2 高校入学後の学校生活における配慮

障害のある生徒等について、希望に応じて志願先高等学校と高校入学後の学校生活について個別に相談することができます。

別 表

「学力検査等における特別措置」

下の表に、これまでの香川県公立高等学校入学者選抜において実施した特別措置の内容の一部を示しています。

受検者の状況等	特 別 措 置 の 内 容
聴覚に障害のある場合	英語聞き取り問題において、座席を最前列とする
	補聴器の使用を認める
	英語聞き取り問題において、補聴器等を使用しても聞き取りが困難な受検者に対して、英語聞き取り問題の代替問題を作成し、別室で受検することを認める
視覚に障害のある場合	拡大鏡の使用を認める
	問題用紙、解答用紙を拡大する
	別室で時間延長をして、受検することを認める
肢体不自由の場合	車椅子の使用を認める
知的障害のある場合	問題用紙と解答用紙を連結した問題を作成し、受検することを認める
	問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
学習障害のある場合	学力検査の「国語」において、検査時間を15分延長することを認める
喘息の場合	携帯用吸入器の持込を認める
糖尿病の場合	座席を出入口付近とし、室外での補食を認める
その他	通常の受検室で受検することが困難な受検者に対して、別室での受検を認める
	問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
	介助が必要と認められる受検者に対して、介助者を配置することを認める

別 表

各 教 科 の 観 点
(令和３年３月以前に中学校を卒業した者)

教 科	観 点		教 科	観 点	
国 語	I	国語への関心・意欲・態度	音 楽	I	音楽への関心・意欲・態度
	II	話す・聞く能力		II	音楽表現の創意工夫
	III	書く能力		III	音楽表現の技能
	IV	読む能力		IV	鑑賞の能力
	V	言語についての知識・理解・技能	美 術	I	美術への関心・意欲・態度
社 会	I	社会的事象への関心・意欲・態度		II	発想や構想の能力
	II	社会的な思考・判断・表現		III	創造的な技能
	III	資料活用の技能		IV	鑑賞の能力
	IV	社会的事象についての知識・理解	保 体 健 育	I	運動や健康・安全への関心・意欲・態度
数 学	I	数学への関心・意欲・態度		II	運動や健康・安全についての思考・判断
	II	数学的な見方や考え方		III	運動の技能
	III	数学的な技能		IV	運動や健康・安全についての知識・理解
	IV	数量や図形などについての知識・理解	技術・ 家 庭	I	生活や技術への関心・意欲・態度
理 科	I	自然事象への関心・意欲・態度		II	生活を工夫し創造する能力
	II	科学的な思考・表現		III	生活の技能
	III	観察・実験の技能		IV	生活や技術についての知識・理解
	IV	自然事象についての知識・理解	外国語	I	コミュニケーションへの関心・意欲・態度
				II	外国語表現の能力
				III	外国語理解の能力
				IV	言語や文化についての知識・理解

別 表

5 段階法による人数配分表

段階 志望者数	5	4	3	2	1	段階 志望者数	5	4	3	2	1	段階 志望者数	5	4	3	2	1
1	0	0	1	0	0	36	2	9	14	9	2	71	5	17	27	17	5
2	0	1	1	0	0	37	3	9	14	9	2	72	5	17	28	17	5
3	0	1	1	1	0	38	3	9	14	9	3	73	5	18	28	17	5
4	0	1	2	1	0	39	3	9	15	9	3	74	5	18	28	18	5
5	0	2	2	1	0	40	3	10	15	9	3	75	5	18	29	18	5
6	0	2	2	2	0	41	3	10	15	10	3	76	5	19	29	18	5
7	0	2	3	2	0	42	3	10	16	10	3	77	5	19	29	19	5
8	1	2	3	2	0	43	3	10	17	10	3	78	5	19	30	19	5
9	1	2	3	2	1	44	3	11	17	10	3	79	6	19	30	19	5
10	1	2	4	2	1	45	3	11	17	11	3	80	6	19	30	19	6
11	1	3	4	2	1	46	3	11	18	11	3	81	6	19	31	19	6
12	1	3	4	3	1	47	3	12	18	11	3	82	6	20	31	19	6
13	1	3	5	3	1	48	3	12	18	12	3	83	6	20	31	20	6
14	1	4	5	3	1	49	3	12	19	12	3	84	6	20	32	20	6
15	1	4	6	3	1	50	4	12	19	12	3	85	6	21	32	20	6
16	1	4	6	4	1	51	4	12	19	12	4	86	6	21	33	20	6
17	1	4	7	4	1	52	4	12	20	12	4	87	6	21	33	21	6
18	1	5	7	4	1	53	4	13	20	12	4	88	6	21	34	21	6
19	1	5	7	5	1	54	4	13	20	13	4	89	6	22	34	21	6
20	1	5	8	5	1	55	4	13	21	13	4	90	6	22	34	22	6
21	2	5	8	5	1	56	4	14	21	13	4	91	6	22	35	22	6
22	2	5	8	5	2	57	4	14	21	14	4	92	7	22	35	22	6
23	2	5	9	5	2	58	4	14	22	14	4	93	7	22	35	22	7
24	2	6	9	5	2	59	4	14	23	14	4	94	7	22	36	22	7
25	2	6	9	6	2	60	4	15	23	14	4	95	7	23	36	22	7
26	2	6	10	6	2	61	4	15	23	15	4	96	7	23	36	23	7
27	2	7	10	6	2	62	4	15	24	15	4	97	7	23	37	23	7
28	2	7	10	7	2	63	4	16	24	15	4	98	7	24	37	23	7
29	2	7	11	7	2	64	4	16	24	16	4	99	7	24	37	24	7
30	2	7	12	7	2	65	4	16	25	16	4	100	7	24	38	24	7
31	2	8	12	7	2	66	5	16	25	16	4	101	7	24	39	24	7
32	2	8	12	8	2	67	5	16	25	16	5	102	7	25	39	24	7
33	2	8	13	8	2	68	5	16	26	16	5	103	7	25	39	25	7
34	2	9	13	8	2	69	5	17	26	16	5	104	7	25	40	25	7
35	2	9	13	9	2	70	5	17	26	17	5	105	7	26	40	25	7
志望者数 段階	5	4	3	2	1	志望者数 段階	5	4	3	2	1	志望者数 段階	5	4	3	2	1

段階 志望者数	5	4	3	2	1	段階 志望者数	5	4	3	2	1	段階 志望者数	5	4	3	2	1
106	7	26	40	26	7	146	10	35	56	35	10	186	13	45	71	44	13
107	7	26	41	26	7	147	10	36	56	35	10	187	13	45	71	45	13
108	8	26	41	26	7	148	10	36	56	36	10	188	13	45	72	45	13
109	8	26	41	26	8	149	10	36	57	36	10	189	13	46	72	45	13
110	8	26	42	26	8	150	11	36	57	36	10	190	13	46	72	46	13
111	8	27	42	26	8	151	11	36	57	36	11	191	13	46	73	46	13
112	8	27	42	27	8	152	11	36	58	36	11	192	14	46	73	46	13
113	8	27	43	27	8	153	11	37	58	36	11	193	14	46	73	46	14
114	8	28	43	27	8	154	11	37	58	37	11	194	14	46	74	46	14
115	8	28	44	27	8	155	11	37	59	37	11	195	14	47	74	46	14
116	8	28	44	28	8	156	11	38	59	37	11	196	14	47	74	47	14
117	8	28	45	28	8	157	11	38	59	38	11	197	14	47	75	47	14
118	8	29	45	28	8	158	11	38	60	38	11	198	14	48	75	47	14
119	8	29	45	29	8	159	11	38	61	38	11	199	14	48	75	48	14
120	8	29	46	29	8	160	11	39	61	38	11	200	14	48	76	48	14
121	9	29	46	29	8	161	11	39	61	39	11	201	14	48	77	48	14
122	9	29	46	29	9	162	11	39	62	39	11	202	14	49	77	48	14
123	9	29	47	29	9	163	11	40	62	39	11	203	14	49	77	49	14
124	9	30	47	29	9	164	11	40	62	40	11	204	14	49	78	49	14
125	9	30	47	30	9	165	11	40	63	40	11	205	14	50	78	49	14
126	9	30	48	30	9	166	12	40	63	40	11	206	14	50	78	50	14
127	9	31	48	30	9	167	12	40	63	40	12	207	14	50	79	50	14
128	9	31	48	31	9	168	12	40	64	40	12	208	15	50	79	50	14
129	9	31	49	31	9	169	12	41	64	40	12	209	15	50	79	50	15
130	9	31	50	31	9	170	12	41	64	41	12	210	15	50	80	50	15
131	9	32	50	31	9	171	12	41	65	41	12	211	15	51	80	50	15
132	9	32	50	32	9	172	12	41	66	41	12	212	15	51	80	51	15
133	9	32	51	32	9	173	12	42	66	41	12	213	15	51	81	51	15
134	9	33	51	32	9	174	12	42	66	42	12	214	15	52	81	51	15
135	9	33	51	33	9	175	12	42	67	42	12	215	15	52	82	51	15
136	9	33	52	33	9	176	12	43	67	42	12	216	15	52	82	52	15
137	10	33	52	33	9	177	12	43	67	43	12	217	15	52	83	52	15
138	10	33	52	33	10	178	12	43	68	43	12	218	15	53	83	52	15
139	10	33	53	33	10	179	13	43	68	43	12	219	15	53	83	53	15
140	10	34	53	33	10	180	13	43	68	43	13	220	15	53	84	53	15
141	10	34	53	34	10	181	13	43	69	43	13	221	16	53	84	53	15
142	10	34	54	34	10	182	13	44	69	43	13	222	16	53	84	53	16
143	10	34	55	34	10	183	13	44	69	44	13	223	16	53	85	53	16
144	10	35	55	34	10	184	13	44	70	44	13	224	16	54	85	53	16
145	10	35	55	35	10	185	13	45	70	44	13	225	16	54	85	54	16
志望者数 段階	5	4	3	2	1	志望者数 段階	5	4	3	2	1	志望者数 段階	5	4	3	2	1

段階 志望者数	5	4	3	2	1	段階 志望者数	5	4	3	2	1	段階 志望者数	5	4	3	2	1
226	16	54	86	54	16	266	19	64	101	64	18	306	21	74	116	74	21
227	16	55	86	54	16	267	19	64	101	64	19	307	21	74	117	74	21
228	16	55	86	55	16	268	19	64	102	64	19	308	22	74	117	74	21
229	16	55	87	55	16	269	19	65	102	64	19	309	22	74	117	74	22
230	16	55	88	55	16	270	19	65	102	65	19	310	22	74	118	74	22
231	16	56	88	55	16	271	19	65	103	65	19	311	22	75	118	74	22
232	16	56	88	56	16	272	19	65	104	65	19	312	22	75	118	75	22
233	16	56	89	56	16	273	19	66	104	65	19	313	22	75	119	75	22
234	16	57	89	56	16	274	19	66	104	66	19	314	22	76	119	75	22
235	16	57	89	57	16	275	19	66	105	66	19	315	22	76	120	75	22
236	16	57	90	57	16	276	19	67	105	66	19	316	22	76	120	76	22
237	17	57	90	57	16	277	19	67	105	67	19	317	22	76	121	76	22
238	17	57	90	57	17	278	19	67	106	67	19	318	22	77	121	76	22
239	17	57	91	57	17	279	20	67	106	67	19	319	22	77	121	77	22
240	17	58	91	57	17	280	20	67	106	67	20	320	22	77	122	77	22
241	17	58	91	58	17	281	20	67	107	67	20	321	23	77	122	77	22
242	17	58	92	58	17	282	20	68	107	67	20	322	23	77	122	77	23
243	17	58	93	58	17	283	20	68	107	68	20	323	23	77	123	77	23
244	17	59	93	58	17	284	20	68	108	68	20	324	23	78	123	77	23
245	17	59	93	59	17	285	20	69	108	68	20	325	23	78	123	78	23
246	17	59	94	59	17	286	20	69	109	68	20	326	23	78	124	78	23
247	17	60	94	59	17	287	20	69	109	69	20	327	23	79	124	78	23
248	17	60	94	60	17	288	20	69	110	69	20	328	23	79	124	79	23
249	17	60	95	60	17	289	20	70	110	69	20	329	23	79	125	79	23
250	18	60	95	60	17	290	20	70	110	70	20	330	23	79	126	79	23
251	18	60	95	60	18	291	20	70	111	70	20	331	23	80	126	79	23
252	18	60	96	60	18	292	21	70	111	70	20	332	23	80	126	80	23
253	18	61	96	60	18	293	21	70	111	70	21	333	23	80	127	80	23
254	18	61	96	61	18	294	21	70	112	70	21	334	23	81	127	80	23
255	18	61	97	61	18	295	21	71	112	70	21	335	23	81	127	81	23
256	18	62	97	61	18	296	21	71	112	71	21	336	23	81	128	81	23
257	18	62	97	62	18	297	21	71	113	71	21	337	24	81	128	81	23
258	18	62	98	62	18	298	21	72	113	71	21	338	24	81	128	81	24
259	18	62	99	62	18	299	21	72	113	72	21	339	24	81	129	81	24
260	18	63	99	62	18	300	21	72	114	72	21	340	24	82	129	81	24
261	18	63	99	63	18	301	21	72	115	72	21	341	24	82	129	82	24
262	18	63	100	63	18	302	21	73	115	72	21	342	24	82	130	82	24
263	18	64	100	63	18	303	21	73	115	73	21	343	24	82	131	82	24
264	18	64	100	64	18	304	21	73	116	73	21	344	24	83	131	82	24
265	18	64	101	64	18	305	21	74	116	73	21	345	24	83	131	83	24
志望者数 段階	5	4	3	2	1	志望者数 段階	5	4	3	2	1	志望者数 段階	5	4	3	2	1

阶段 志望者数	5	4	3	2	1	阶段 志望者数	5	4	3	2	1	阶段 志望者数	5	4	3	2	1
346	24	83	132	83	24	386	27	93	147	92	27	426	30	102	162	102	30
347	24	84	132	83	24	387	27	93	147	93	27	427	30	103	162	102	30
348	24	84	132	84	24	388	27	93	148	93	27	428	30	103	162	103	30
349	24	84	133	84	24	389	27	94	148	93	27	429	30	103	163	103	30
350	25	84	133	84	24	390	27	94	148	94	27	430	30	103	164	103	30
351	25	84	133	84	25	391	27	94	149	94	27	431	30	104	164	103	30
352	25	84	134	84	25	392	28	94	149	94	27	432	30	104	164	104	30
353	25	85	134	84	25	393	28	94	149	94	28	433	30	104	165	104	30
354	25	85	134	85	25	394	28	94	150	94	28	434	30	105	165	104	30
355	25	85	135	85	25	395	28	95	150	94	28	435	30	105	165	105	30
356	25	86	135	85	25	396	28	95	150	95	28	436	30	105	166	105	30
357	25	86	135	86	25	397	28	95	151	95	28	437	31	105	166	105	30
358	25	86	136	86	25	398	28	96	151	95	28	438	31	105	166	105	31
359	25	86	137	86	25	399	28	96	151	96	28	439	31	105	167	105	31
360	25	87	137	86	25	400	28	96	152	96	28	440	31	106	167	105	31
361	25	87	137	87	25	401	28	96	153	96	28	441	31	106	167	106	31
362	25	87	138	87	25	402	28	97	153	96	28	442	31	106	168	106	31
363	25	88	138	87	25	403	28	97	153	97	28	443	31	106	169	106	31
364	25	88	138	88	25	404	28	97	154	97	28	444	31	107	169	106	31
365	25	88	139	88	25	405	28	98	154	97	28	445	31	107	169	107	31
366	26	88	139	88	25	406	28	98	154	98	28	446	31	107	170	107	31
367	26	88	139	88	26	407	28	98	155	98	28	447	31	108	170	107	31
368	26	88	140	88	26	408	29	98	155	98	28	448	31	108	170	108	31
369	26	89	140	88	26	409	29	98	155	98	29	449	31	108	171	108	31
370	26	89	140	89	26	410	29	98	156	98	29	450	32	108	171	108	31
371	26	89	141	89	26	411	29	99	156	98	29						
372	26	89	142	89	26	412	29	99	156	99	29						
373	26	90	142	89	26	413	29	99	157	99	29						
374	26	90	142	90	26	414	29	100	157	99	29						
375	26	90	143	90	26	415	29	100	158	99	29						
376	26	91	143	90	26	416	29	100	158	100	29						
377	26	91	143	91	26	417	29	100	159	100	29						
378	26	91	144	91	26	418	29	101	159	100	29						
379	27	91	144	91	26	419	29	101	159	101	29						
380	27	91	144	91	27	420	29	101	160	101	29						
381	27	91	145	91	27	421	30	101	160	101	29						
382	27	92	145	91	27	422	30	101	160	101	30						
383	27	92	145	92	27	423	30	101	161	101	30						
384	27	92	146	92	27	424	30	102	161	101	30						
385	27	93	146	92	27	425	30	102	161	102	30						
志望者数 阶段	5	4	3	2	1	志望者数 阶段	5	4	3	2	1	志望者数 阶段	5	4	3	2	1

別 表

出願関係書類に係る学科一覧

全日制

高等学校	大学科	小学科・コース
小豆島中央	普通科	特進コース、普通コース
三 本 松	普通・理数科	普通・理数科
石 田	農業科	生産経済科、園芸デザイン科 農業土木科
	家庭科	生活デザイン科
志 度	工業科	電子機械科、情報科学科
	商業科	商業科
津 田	普通科	普通科
三 木	文理科	文理科
	総合学科	総合学科
高 松	普通科	普通科
高 松 工 芸	工業科	機械科、電気科、工業化学科 建築科、デザイン科、工芸科
	美術科	美術科
高 松 商 業	商業科	商業科
	情報科	情報数理科
	外国語科	英語実務科
高 松 東	普通科	普通科
高 松 南	普通科	普通科
	農業科	環境科学科
	家庭科	生活デザイン科
	看護科	看護科
高 松 西	福祉科	福祉科
	普通科	普通科
高 松 北	普通科	普通科
香 川 中 央	普通科	普通科
高 松 桜 井	普通科	普通科
農 業 経 営	農業科	
坂 出 商 業	商業科	商業科
	情報科	情報技術科
坂 出	普通科	普通科
	音楽科	音楽科
坂 出 工 業	工業科	機械科、電気科 化学工学科、建築科
丸 亀	普通科	普通科
	看護科	看護科
飯 山	総合学科	総合学科
丸 亀 城 西	普通科	普通科
善通寺第一	普通科	普通科
	工業科	デザイン科
琴 平	普通科	普通科
多 度 津	工業科	機械科、電気科、土木科 建築科
	水産科	海洋技術科、海洋生産科
笠 田	農業科	農産科学科、植物科学科 食品科学科
	家庭科	生活デザイン科
高 瀬	普通科	普通科
観 音 寺 第 一	普通・理数科	普通・理数科
観 音 寺 総 合	工業科	機械科、電気科、電子科
	総合学科	総合学科
高 松 第 一	普通科	普通科
	音楽科	音楽科

定時制

高等学校	大学科	小 学 科
小豆島中央	普通科	普通科
三 本 松	普通科	普通科
三 木	普通科	普通科
高 松	普通科	普通科
高 松 工 芸	工業科	機械科、建築科、インテリア科
高 松 商 業	商業科	商業科
丸 亀	普通科	普通科
多 度 津	工業科	機械科、電気科
観音寺第一	普通科	普通科

通信制

高等学校	大学科	小 学 科
高 松	普通科	普通科
丸 亀	普通科	普通科

※令和8年度入学者選抜用

**令和８年度香川県公立高等学校
入 学 者 選 抜 要 綱**

令和８年度の香川県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の入学者の選抜方針について、次のように定める。

I 日程

1 自己推薦選抜（全日制）

(1) 願書受付期間

令和８年１月２２日（木） ９：００～令和８年１月２３日（金） １６：００

(2) 出願関係書類受付期間

令和８年１月２６日（月） ９：００～１６：００

令和８年１月２７日（火） ９：００～１６：００

(3) 検査、面接等

令和８年２月 ３日（火）

(4) 合格者発表

令和８年２月１０日（火） ９：３０（合否照会サイトにおける発表）

2 一般選抜（全日制及び定時制）

(1) 願書受付期間

令和８年２月１６日（月） ９：００～令和８年２月１７日（火） １６：００

(2) 志願変更受付期間

令和８年２月１９日（木） ９：００～令和８年２月２４日（火） １６：００

(3) 出願関係書類受付期間

令和８年２月２５日（水） ９：００～１６：００

令和８年２月２６日（木） ９：００～１６：００

(4) 学力検査

令和８年３月１０日（火）

(5) 適性検査、面接

令和８年３月１１日（水）

(6) 追検査

ア 追学力検査、追面接

令和８年３月１４日（土）

イ 追適性検査

令和８年３月１５日（日）

(7) 合格者発表

令和８年３月１９日（木） ９：３０（合否照会サイトにおける発表）

3 別日程募集・第２次募集（定時制）

(1) 願書受付期間

令和８年３月２３日（月） ９：００～１６：００

令和８年３月２４日（火） ９：００～１６：００

(2) 基礎学力検査、面接

令和８年３月２６日（木）

(3) 合格者発表

令和８年３月３０日（月） ９：３０（各高等学校における掲示）

※各高等学校のホームページにおいても、同日１０：００に掲載する。

4 通信制

(1) 願書受付期間

令和8年3月 1日(日)～ 6日(金)のうち、実施細目で定める日
9:00～16:00

令和8年3月 7日(土) 9:00～13:00

令和8年3月 9日(月)～19日(木)のうち、実施細目で定める日
9:00～16:00

令和8年3月20日(金) 9:00～13:00

(2) 作文、面接

令和8年3月 8日(日)又は令和8年3月21日(土)の指定されたいずれかの日

(3) 選抜の結果の通知

令和8年3月25日(水)発送(入学志願者個々に郵送により通知)

※各高等学校のホームページにおいても、同日10:00に掲載する。

II 県内からの入学志願者を対象とした入学定員

高等学校の第1学年に入学を許可される者の数(入学定員)の決定に当たっては、高等学校ごとの収容力、前年度における高等学校ごと及び地区ごとの入学競争率、高等学校全体の入学定員の中で課程別及び大学科別の入学定員の占める割合、関連する小学科間の関係並びに地域の事情等を考慮するとともに、適切な高等学校全体の入学率を確保できるように努める。

III 全国からの生徒募集における合格者数の上限

全国からの生徒募集における県外からの入学志願者の合格者数の上限は、当該高等学校の収容力等の実情を考慮し、県内からの入学志願者を対象とした入学定員とは別に設定する。

なお、保護者の転勤等に伴う一家転住などによる県外からの入学志願者については、県内からの入学志願者を対象とした入学定員内で入学者を選抜する。

IV 一般選抜

1 志願方法

(1) 入学志願者の出願できる高等学校は1校とする。この場合において、全日制及び定時制の課程を通して2以上の小学科(関連する複数の大学科又は小学科をまとめて「くくり募集」する場合は、それらを一つの小学科とみなす。)があるときは、一の学科を第1志望とし、他の学科(課程を異にする同学科を含む。)を第2志望とすることができる。

なお、小豆島中央高等学校の全日制課程においては、特進コース及び普通コースをそれぞれ一つの小学科とみなして、第1志望及び第2志望の扱いができるものとする。

(2) 入学志願者は、入学願書受付締切後、一定の期間中1回に限り、志願する高等学校、課程又は学科を変更することができる。小豆島中央高等学校の全日制課程のコースについても、同様とする。

2 調査書等

(1) 調査書の記載事項は、教育長が実施細目で定める。

(2) 第3学年の必修教科の評定及び全学年を通しての特別活動の評価は、第3学年の生徒全員について行い、これをもとに学習成績等分布表を作成するものとする。

3 学力検査等

(1) 一般選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)は、同一の時期に、同一の問題により実施する。

- (2) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の 5 教科について行う。
- (3) 学力検査問題の内容については、中学校学習指導要領（平成 29 年文部科学省告示第 64 号）によるものとする。出題に当たっては基礎的、基本的な事項を重視するとともに、思考力、判断力、表現力等についても検査することができるよう努め、受検者の学力を適切に評価できるよう配慮する。
- (4) 上記(2)の 5 教科の検査のほか、実施細目に定める音楽科、美術科等の学科においては、適性検査を課する。
- (5) 学力検査及び適性検査は、それぞれ 1 日で実施する。

4 面接

入学志願者全員に対して面接を実施する。面接の実施方法等については、教育長が実施細目で定める。

5 追検査

やむを得ない理由で学力検査、適性検査及び面接を受検できなかった入学志願者に対し、追検査を実施する。追検査は、追学力検査、追適性検査及び追面接とし、追学力検査をもって学力検査に、追適性検査をもって適性検査に、追面接をもって面接に代える。追検査の実施方法等については、教育長が実施細目で定める。

6 選抜方法

入学者の選抜は、中学校長から提出される調査書その他必要な書類、学力検査の成績、適性検査の成績及び面接の結果を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判断して行う。

- (1) 調査書の学習の記録と学力検査の成績は、同等に扱う。
- (2) 調査書の学習の記録の評価は、学力検査を行う 5 教科と学力検査を行わない 4 教科（音楽、美術、保健体育及び技術・家庭）との均衡及び中学校における生徒の発達の過程を考慮して行うものとする。
- (3) 調査書の学習の記録以外の記載事項、適性検査の成績、面接及びその他の資料については、これを十分尊重する。

V 自己推薦選抜

自己推薦選抜の募集人員並びに入学者の選抜等については、教育長が実施細目で定める。

VI 定時制の課程の別日程募集、第 2 次募集及び秋季募集

別日程募集は、入学定員の一部を留保して行い、第 2 次募集は、一般選抜において合格者の数が入学定員の数に満たないときに行う。

秋季募集は、三木高等学校及び丸亀高等学校において行う。

別日程募集、第 2 次募集及び秋季募集については、教育長が実施細目で定める。

VII 通信制の課程の募集

通信制の課程の募集については、教育長が実施細目で定める。

VIII その他

- 1 この要綱に定めるもののほか、入学者選抜に関する必要な事項は、教育長が実施細目で定める。
- 2 専攻科の入学者選抜について必要な事項は、教育長が令和 8 年度香川県立高等学校専攻科入学者選抜実施細目で定める。

香川県立高等学校の通学区域に関する規則

昭和37年8月16日

教育委員会規則第10号

沿革 昭和43年2月3日教育委員会規則第1号、44年12月26日第13号、46年3月30日第9号、51年10月30日第11号、12月25日第12号、57年10月29日第17号、58年10月28日第9号、61年10月31日第11号、平成4年12月21日第19号、5年3月26日第3号、10月20日第11号、12月22日第17号、6年10月28日第17号、12年3月31日第15号、13年10月26日第21号、14年3月29日第15号、15年3月31日第3号、10月24日第14号、17年3月18日第3号、12月26日第29号、19年3月30日第16号、21年3月31日第7号、28年3月29日第8号、令和2年9月1日第13号、令和4年9月2日第5号（令和4年9月2日施行）改正

（趣旨）

第1条 この規則は、香川県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（全日制の課程の普通科又は理数科を置く高等学校の学区の指定）

第2条 高等学校（小豆島中央高等学校を除く。）の全日制の課程の普通科又は理数科に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、住所の属する次の表の左欄に掲げる学区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に出願しなければならない。

学 区	高 等 学 校	
	普 通 科	理 数 科
第1学区 高松市 さぬき市 東かがわ市 小豆郡 木田郡 香川郡	三本松高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校	三本松高等学校
第2学区 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校	観音寺第一高等学校

2 入学志願者は、住所が次の表の左欄に掲げる地域内にある場合においては、前項の規定にかかわらず、同表の右欄に掲げる高等学校に出願することができる。

地 域	高 等 学 校	
	普 通 科	理 数 科
高松市国分寺町	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校	観音寺第一高等学校

地 域	高 等 学 校	
	普 通 科	理 数 科
丸 亀 市 綾 歌 町 綾 川 町	三 本 松 高等学校 津 田 高等学校 高 松 高等学校 高 松 東 高等学校 高 松 南 高等学校 高 松 西 高等学校 高 松 北 高等学校 香 川 中 央 高等学校 高 松 桜 井 高等学校	三 本 松 高等学校

第3条 小豆島中央高等学校の全日制の課程の普通科への入学の出願についての学区は、当該学科に関して県下一円とする。
(特例)

第4条 住所が島しょ（小豆島を除く。）にある場合において、入学志願者が入学を志望する高等学校に入学後直ちに住所の属する学区以外の学区内に居所を定めることを予定しているときは、当該予定居所の属する学区内に住所があるものとみなして、第2条の規定を適用する。

2 入学志願者が入学を志望する高等学校に入学後直ちに住所の属する学区以外の学区内に住所を定めることを予定している場合において、当該高等学校の校長が、入学志願者の保護者の転勤その他の入学後直ちに住所を変更しなければならないやむを得ない事情があると認めるときは、当該予定住所の属する学区内に住所があるものとみなして、第2条の規定を適用する。

3 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）第41条の3の表の左欄に掲げる中学校に在学している者が、卒業後引き続きそれぞれ同表の右欄に掲げる高等学校に入学しようとする場合は、第2条の規定は、適用しない。

（全日制の課程の普通科及び理数科以外の学科等を置く高等学校の学区の指定）

第5条 全日制の課程の普通科及び理数科以外の学科、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校への入学の出願についての学区は、当該学科又は課程に関して県下一円とする。

（県外から高等学校に入学を志望する者等の取扱い）

第6条 校長は、県外から又は第2条第1項に規定する住所に応じた学区以外の学区の高等学校に入学を志望する者については、次の各号に掲げる場合に限り、出願を受理することができる。

（1） やむを得ない事情があると認める場合

（2） 教育委員会が別に定める場合

2 前項第1号に掲げる場合であって入学後直ちに県内に住所を定めることを予定しているときは当該予定住所の属する学区内に、同号に掲げる場合であって他県に在住したまま入学しようとするときは住所の属する地域に最も近接した学区内に住所があるものとみなして、第2条、第3条又は前条の規定を適用する。

3 第1項第2号に掲げる場合は、志望する高等学校の課程及び学科に係る入学の出願についての学区内に住所があるものとみなして、第2条、第3条又は前条の規定を適用する。

（委任）

第7条 この規則の施行に関して必要な事項は、香川県教育委員会教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（香川県公立高等学校通学区区域に関する規則の廃止）

2 香川県公立高等学校通学区区域に関する規則（昭和34年香川県教育委員会規則第6号）は、廃止する。

（学区の経過措置）

3 この規則施行の際、現に高等学校に在籍している者については、なお従前の例による。

（香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

4 香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高松第一高等学校の通学区域に関する規則

平成 12 年 6 月 9 日

教育委員会規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高松第一高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「通学区域」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域の指定)

第 2 条 通学区域は、次の各号に掲げる高等学校の学科の区分に応じ、当該各号に定める区域とする。

- (1) 普通科 高松市、丸亀市（綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東及び綾歌町富熊に限る。）、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡三木町、香川郡直島町及び綾歌郡綾川町の区域

- (2) 音楽科 香川県の区域

2 高等学校に入学しようとする者は、通学区域に住所を有していなければならない。

(入学希望者の住所要件の特例)

第 3 条 高等学校の普通科に入学しようとする者が、前条第 1 項第 1 号の区域以外の香川県の区域の島しょに住所を有している場合において、入学後直ちに同号の区域に居所を定めることを予定しているときは、当該者は、当該区域に住所を有しているものとみなす。

2 高等学校の普通科に入学しようとする者が、前条第 1 項第 1 号の区域以外の香川県の区域に住所を有している場合（前項に規定する場合を除く。）において、入学後直ちに同号の区域に住所を定めることを予定し、かつ、高等学校の校長がその者の保護者の転勤その他の入学後直ちに当該区域に住所を変更しなければならないやむを得ない事情があると認めるときは、当該者は、当該区域に住所を有しているものとみなす。

3 高等学校に入学しようとする者が、香川県の区域に住所を有していない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該者は、通学区域に住所を有しているものとみなす。

- (1) 入学後直ちに通学区域に住所を定めることを予定し、かつ、高等学校の校長がその者の保護者の転勤その他やむを得ない事情があると認める場合
- (2) 教育委員会が別に定める場合

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用する。

(高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和 33 年高松市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 項中「あたって」を「当たって」に、「香川県公立高等学校通学区域に関する規則（昭和 34 年香川県教育委員会規則第 6 号）」を「高松第一高等学校の通学区域に関する規則（平成 12 年

高松市教育委員会規則第 10 号)」に改める。

(読替規定)

- 3 平成 13 年 4 月 1 日前に高等学校に入学する者に係る前項の規定による改正後の高松市立学校の管理運営に関する規則第 34 条第 1 項の規定の適用については、同項中「高松第一高等学校の通学区域に関する規則（平成 12 年高松市教育委員会規則第 10 号）」とあるのは「香川県公立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（平成 12 年香川県教育委員会規則第 15 号）による改正前の香川県公立高等学校の通学区域に関する規則（昭和 37 年香川県教育委員会規則第 10 号）」とする。

附 則

この規則は、平成 14 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この規則中第 1 条の規定は平成 18 年 1 月 10 日から、第 2 条の規定は同年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和8年度 入学者選抜関係日程表

【自】自己推薦選抜 【一】一般選抜 【通】通信制 【定2・別】定時制第2次募集・別日程募集

1 月			2 月			3 月		
1	木	入学願書登録期間(R7.12.19 9:00～) 【自】～R8.1.21(水)16:00まで 【一】～R8.2.13(金)16:00まで	1	日		1	日	【通】願書受付開始(9:00)
2	金		2	月		2	月	
3	土		3	火	【自】検査、面接	3	火	
4	日		4	水		4	水	
5	月		5	木		5	木	
6	火		6	金		6	金	
7	水		7	土		7	土	
8	木		8	日		8	日	【通】作文、面接
9	金		9	月		9	月	
10	土		10	火	【自】合格者発表(9:30)	10	火	【一】学力検査
11	日		11	水		11	水	【一】適性検査、面接
12	月		12	木		12	木	・追検査受検願 ・入学希望通知書 ・併願者調査書 ・同姓同名の受検者に関する通知書 締切(12:00)
13	火		13	金				
14	水		14	土				
15	木		15	日				
16	金		16	月	【一】願書受付開始(9:00)	13	金	
17	土		17	火	【一】願書受付締切(16:00)	14	土	【一】追学力検査、追面接
18	日		18	水		15	日	【一】追適性検査
19	月		19	木	【一】志願変更受付開始(9:00)	16	月	
20	火		20	金		17	火	
21	水		21	土		18	水	
22	木	【自】願書受付開始(9:00)	22	日		19	木	【一】合格者発表(9:30)
23	金	【自】願書受付締切(16:00)	23	月		20	金	【通】願書受付締切(13:00)
24	土		24	火	【一】志願変更受付締切(16:00)	21	土	【通】作文、面接
25	日		25	水	【一】出願関係書類受付開始(9:00)	22	日	
26	月	【自】出願関係書類受付開始(9:00)	26	木	【一】出願関係書類受付締切(16:00)	23	月	【定2・別】願書受付開始(9:00)
27	火	【自】出願関係書類受付締切(16:00)	27	金		24	火	【定2・別】願書受付締切(16:00)
28	水		28	土		25	水	【通】選抜結果の通知発送
29	木					26	木	【定2・別】基礎学力検査、面接
30	金					27	金	
31	土					28	土	
						29	日	
						30	月	【定2・別】合格者発表(9:30)
						31	火	

